

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 規 則 ——

- 亀岡市自治功労者等表彰規則の一部改正 (秘書課) 4
- 亀岡市災害対策本部条例施行規則の一部改正 (自治防災課) 5
- 亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部改正 (自治防災課) 7
- 亀岡市財務規則の一部改正 (契約検査課) 7
- 亀岡市財務規則の一部改正 (税務課) 7

—— 告 示 ——

- 指定納付受託者の指定 (ふるさと納税課) 10
- 指定公金事務取扱者の指定 (ふるさと納税課) 10
- 指定納付受託者の指定 (情報政策課) 11
- 指定納付受託者の指定 (情報政策課) 11
- 指定公金事務取扱者の指定 (文化芸術課) 12
- 亀岡市学生消防団活動認証制度実施要綱 (自治防災課) 13
- 指定公金事務取扱者の指定 (環境政策課) 14
- 令和7年度亀岡市一般廃棄物処理実施計画 (資源循環推進課) 15
- 指定公金事務取扱者の指定 (資源循環推進課) 23

- 固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の全ての登録 (税務課) 27
- 指定公金事務取扱者の指定 (税務課) 27
- 指定納付受託者の指定 (税務課) 27
- 亀岡市障害者ガイドヘルパー派遣事業実施要綱の一部改正 (障がい福祉課) 28
- 亀岡市基幹相談支援センター事業実施要綱の一部改正 (障がい福祉課) 28
- 亀岡市いきいき健幸ポイント制度実施要綱の一部改正 (高齢福祉課) 29
- 亀岡市妊婦のための支援給付事業実施要綱 (子育て支援課) 29
- 亀岡市障害児保育事業費補助金交付要綱の一部改正 (保育課) 32
- 亀岡市立幼稚園を認定こども園に移行することに伴う関係告示の整理に関する告示 (保育課) 33
- 亀岡市狩猟免許取得支援補助金交付要綱の一部改正 (農林振興課) 35
- 亀岡市林業振興及び森林環境対策事業補助金交付要綱の一部改正 (農林振興課) 36
- 市道路線の認定に関する告示 (土木管理課) 37
- 市道路線の変更に関する告示 (土木管理課) 38
- 市道路線の区域に関する告示 (土木管理課) 38
- 市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 39

○亀岡市子育て応援支援事業補助金交付要綱 (建築住宅課) 41	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 52
○指定公金事務取扱者の指定 (図書館) 43	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 53
○亀岡市指定公金事務取扱者の指定等に係る事務取扱要綱 (会計課) 44	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 53
○南丹都市計画下水道事業(亀岡市公共下水道)の事業計画変更の認可 (都市計画課) 46	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 53
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 47	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 54
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 47	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 54
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 48	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 54
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 48	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 55
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 48	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 55
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 49	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 55
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 49	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 56
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 50	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 56
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 50	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 56
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 50	○公示送達 (保険医療課) 57
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 51	——— 訓 令 ———
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 51	○亀岡市物品購入等調整委員会設置要綱の一部改正 (契約検査課) 58
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 51	○亀岡市公用車使用規程の一部改正 (財産管理課) 58
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 52	○旅費請求及び受領手続の一部改正 (人事課) 59
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 52	——— 公 告 ———
	○都市公園の供用開始 (都市整備課) 61

○都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課)	61	—— 告 示 ——	
○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課)	62	○指定納付受託者の指定	82
○公募型プロポーザル方式による事業者 の選定(企画調整課)	66	○指定公金事務取扱者の指定	82
○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課)	66	○亀岡市指定給水装置工事業業者廃止の 告示	84
—— 任免及び辞令 ——		○亀岡市下水道排水設備指定工事業業者廃 止の告示	84
監査委員会欄		—— 公 告 ——	
—— 公 表 ——		○南丹都市計画下水道事業の変更認可の 告示による事業の施行	85
○令和7年度随時監査	73	○南丹都市計画下水道事業の変更認可に 係る図書の写しの縦覧	85
教育委員会欄		市立病院欄	
—— 教育長訓令 ——		—— 規 程 ——	
○小学校、中学校及び義務教育学校の校 長に対する事務委任規程及び亀岡市共 同学校事務室運営規程の一部改正	74	○亀岡市病院事業契約規程の一部改正	86
—— 任免及び辞令 ——		—— 告 示 ——	
公平委員会欄		○指定納付受託者の指定	87
—— 規 則 ——			
○管理職員等の範囲を定める規則の一部 改正	77		
農業委員会欄			
—— 公 告 ——			
○令和7年4月定例総会の開催	79		
○令和7年5月定例総会の開催	79		
上下水道部欄			
—— 規 程 ——			
○亀岡市上下水道事業会計規程の一部改 正	80		

規 則

亀岡市自治功労者等表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第19号

亀岡市自治功労者等表彰規則の一部を改正する規則

亀岡市自治功労者等表彰規則（昭和40年亀岡市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号に次のように加える。

- エ 10年以上府議会議員の職にあった者。
ただし、亀岡市を選挙区として選出された者に限る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の亀岡市自治功労者等表彰規則第1条第1号エに掲げる自治功労者にあつては、この規則の施行の日前に死亡した者については、表彰の対象としない。

「揭示済」

亀岡市災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第20号

亀岡市災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市災害対策本部条例施行規則（昭和48年亀岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2調査部の部に次のように加える。

文化財班	1 文化財の被害状況調査及び応急復旧に関すること。
------	---------------------------

別表第2中

「

まちづくり交通班	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共交通機関等の被害状況調査及び連絡調整に関すること。 2 交通情報の収集に関すること。 3 交通関係機関との連絡調整に関すること。
桂川・道路整備班	<ol style="list-style-type: none"> 1 国、府等が管理する道路、橋梁、河川等の被害状況調査に関すること。 2 急傾斜地の被害状況調査に関すること。 3 道路規制等道路の交通情報の収集に関すること。

」

を

「

桂川・道路交通班	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共交通機関等の被害状況調査及び連絡調整に関すること。 2 交通情報の収集に関すること。 3 交通関係機関との連絡調整に関すること。 4 国、府等が管理する道路、橋梁、河川等の被害状況調査に関すること。 5 急傾斜地の被害状況調査に関すること。 6 道路規制等道路の交通情報の収集に関すること。
----------	--

」

に改め、同表教育部の部文化財班の項を削る。

別表第3中

- 「
関西電力送配電株式会社京都支社
大阪ガス株式会社導管事業部
」を
「
関西電力送配電株式会社京都本部
大阪ガスネットワーク株式会社京滋
事業部
」に、
「
医療法人睦会ムツミ病院
」を
「
医療法人睦会ムツミ医院
」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第21号

亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年亀岡市規則第72号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「81,290円」を「85,490円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「40,600円」を「42,700円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和7年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第22号

亀岡市財務規則の一部を改正する規則

亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第116条第1項各号を次のように改める。

- (1) 工事又は製造の請負
2,000,000円
- (2) 財産の買入れ 1,500,000円
- (3) 物件の借入れ 800,000円
- (4) 財産の売払い 500,000円
- (5) 物件の貸付け 300,000円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの
1,000,000円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第23号

亀岡市財務規則の一部を改正する規則

亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第43条―第48条」を「第43条―第48条の6」に改める。

第3条中第21号を第22号とし、第13号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 指定納付受託者 法第231条の2の3第1項に規定する者をいう。

第43条第2項第4号及び第45条第2項中「出納機関」の次に「指定納付受託者」を加える。

第47条の2第1項中「法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）」を「指定納付受託者」に改める。

第48条の見出しを「（指定公金事務取扱者の指定等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

市長は、法第243条の2第1項の規定により指定公金事務取扱者に収入金の徴収又は収納の事務（以下「公金事務」という。）を委託しようとするときは、あらかじめ会計管理者に協議しなければならない。

第48条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「収納」を「徴収又は収納」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、前項の規定により指定公金事務取扱者を指定したときは、次の各号に掲げる事

項を告示しなければならない。

- (1) 指定公金事務取扱者の名称及びその住所又は主たる事務所の所在地
- (2) 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
- (3) 指定をした日
- (4) 委託をした期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、指定公金事務取扱者がその名称、住所又は事務所の所在地の変更を市長に届出たとき及び指定公金事務取扱者の指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

第3章第2節中第48条の次に次の5条を加える。

（徴収事務の委託）

第48条の2 法第243条の2の4第1項に規定する歳入は、他の法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、次に掲げる歳入のうち、指定公金事務取扱者に委託することにより、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると市長が認めるものとする。

- (1) 使用料
- (2) 手数料
- (3) 賃貸料
- (4) 物品売払代金
- (5) 寄附金
- (6) 貸付金の元利償還金
- (7) 第1号及び第2号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第3号から前号までに掲げる歳入に係る遅延損害金

（収納事務の委託）

第48条の3 法第243条の2の5第1項に規定する歳入は、次の各号のいずれにも該当するものとして市長が認めるものとする。

- (1) 指定公金事務取扱者が収納することによ

り、その収入の確保及び市民の便益の増進に寄与すると認められるもの

- (2) 地方譲与税、地方交付税、国庫支出金その他の国又は他の普通地方公共団体から交付される歳入以外のもの
- (3) 繰入金その他の普通地方公共団体の他の会計から繰り入れる歳入及び繰越金以外のもの

2 法第243条の2の5第2項に基づき、指定公金事務取扱者は、法第231条の規定による納入の通知（その性質上納入の通知を必要としない歳入等にあつては、市長が別に定める方法）に基づかなければ、歳入等の収納をすることができない。

（徴収した歳入又は収納した歳入等の払込み）

第48条の4 指定公金事務取扱者は、その徴収した歳入又はその収納した歳入等を、その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて、指定された日までに指定金融機関等に払い込まなければならない。

（会計管理者の検査）

第48条の5 会計管理者は、第48条第1項の規定により指定公金事務取扱者に公金事務を委託したときは、当該委託した公金事務について保管する現金及び帳簿等につき定期又は臨時に検査しなければならない。

（規則の準用）

第48条の6 第32条から第35条まで及び第38条から第42条までの規定は、指定公金事務取扱者が行う公金事務について準用する。

第76条の2中「指定納付受託者」の次に「及び指定公金事務取扱者」を加える。

第145条第1項中「出納機関」の次に「、指定納付受託者」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告示

亀岡市告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 指定納付受託者の名称及び所在地

- (1) 楽天グループ株式会社
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
楽天クリムゾンハウス
- (2) 株式会社さとふる
東京都中央区京橋2-2-1
京橋エドグラン13F
- (3) 株式会社トラストバンク
東京都品川区上大崎3丁目1番1号
JR東急目黒ビル7階
- (4) 京都クレジットサービス株式会社
京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町
731番地
- (5) 京銀カードサービス株式会社
京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町
731番地
- (6) 株式会社ユニメディア
東京都千代田区丸の内1-8-3
丸の内トラストタワー本館20階
- (7) PayPay株式会社
東京都千代田区紀尾井町1-3

- (8) 株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
東京都渋谷区恵比寿南3-5-7
デジタルゲートビル10階

- (9) 株式会社アイモバイル
東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号
関電不動産渋谷ビル8階

- (10) GMOペイメントゲートウェイ株式会社
東京都渋谷区道玄坂1-2-3
渋谷フクラス

- (11) KDDI株式会社
東京都新宿区西新宿2丁目3番2号
KDDIビル

- (12) 株式会社JALUX
東京都港区港南1-2-70
品川シーズンテラス12階

- (13) アマゾンジャパン合同会社
東京都目黒区下目黒1-8-1

- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入
寄附金

- 3 指定をした日
令和7年4月1日

- 4 指定の期日
令和8年3月31日

「掲示済」

亀岡市告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項及び亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第48条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

- (1) 楽天グループ株式会社
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
楽天クリムゾンハウス
- (2) 株式会社さとふる
東京都中央区京橋2-2-1
京橋エドグラン13F

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

寄附金

3 委託期間

令和7年4月1日から
令和8年3月31日まで

4 指定した日

令和7年4月1日

「揭示済」

亀岡市告示第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 指定納付受託者の名称及び所在地

株式会社トラストバンク
東京都品川区上大崎3丁目1番1号

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
使用料、手数料、雑入

3 指定をした日

令和7年4月1日

4 指定の期日

令和8年3月31日

「揭示済」

亀岡市告示第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 指定納付受託者の名称及び所在地

PayPay株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
使用料、手数料、負担金、雑入

3 指定をした日

令和7年4月1日

4 指定の期日

令和8年3月31日

「揭示済」

亀岡市告示第47号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項及び亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第48条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社大垣書店 亀岡店	亀岡市篠町野条上又11-1 アルプラザ亀岡3階
有限会社さわだ書店	亀岡市千代川町小川2丁目1番23号
株式会社やまざき商店	亀岡市北町19番地
株式会社松園荘	亀岡市禰田野町芦ノ山流田1-4
株式会社翠泉	亀岡市禰田野町芦ノ山イノシリ6-3
保津川遊船企業組合	亀岡市保津町下中島2番地
嵯峨野観光鉄道株式会社	京都市右京区嵯峨野天龍寺車道町
一般社団法人きりぶえ	亀岡市禰田野町太田竹が花7番地
一般社団法人森の京都地域振興社	亀岡市追分町谷筋25番地30
一般社団法人京都中央古民家再生協会	亀岡市安町釜ヶ前23番地6 アイディール・アザレア102

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

次に掲げる冊子の売払代金

「京都・亀岡 暮らしと、ところ。」

「Kyoto-kameoka Hidden gem」

3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 指定した日

令和7年4月1日

「揭示済」

亀岡市告示第48号

亀岡市学生消防団活動認証制度実施要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市学生消防団活動認証制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生、大学院生又は専門学校生（以下「大学生等」という。）について、市がその功績を認証することにより、大学生等の消防団への入団を促進し、もって地域の防災力の充実強化を図るために必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この制度による認証（第4条に規定する認証をいう。次条において同じ。）の対象となる者は、市内在住の大学生等又は大学、大学院若しくは専門学校を卒業して3年以内の者であって、在学中に本市の消防団員として1年以上（過去に他の市町村（特別区を含む。）の消防団において活動実績がある者については、当該消防団において活動していた期間を合算することができる。）継続的に消防団活動を行ったもの（以下「認証対象団員」という。）とする。

(申請)

第3条 この制度による認証を受けようとする認証対象団員は、消防団長に認証推薦依頼書（別記第1号様式）を提出するものとする。

2 消防団長は、前項の認証推薦依頼書を受理

したときは、当該認証対象団員に顕著な実績があると認め、市長に対してこの制度による認証を受ける者として当該認証対象団員を推薦する場合は、市長に認証推薦書（別記第2号様式）を提出するものとする。

(審査)

第4条 市長は、前条第2項の規定による認証推薦書の提出を受けたときは、その内容を審査し、当該認証対象団員の功績の認証（以下「認証」という。）の可否を決定するものとする。

(認証決定通知書等の交付)

第5条 市長は、前条の規定により認証することを決定したときは、第3条第2項の認証推薦書を提出した消防団長に対し、学生消防団活動認証決定通知書（別記第3号様式）を交付するものとする。

2 市長は、前条の規定により認証しないことを決定したときは、第3条第2項の認証推薦書を提出した消防団長に対し、学生消防団活動審査決定通知書（別記第4号様式）を交付するものとする。

(認証状等の交付)

第6条 市長は、第4条の規定により認証することを決定した者（以下「被認証者」という。）に対し、亀岡市学生消防団活動認証状（別記第5号様式）（以下「認証状」という。）を交付するものとする。

2 市長は、被認証者の求めに応じて、就職活動時において企業に提出するために必要となる範囲において、亀岡市学生消防団活動認証証明書（別記第6号様式）（以下「認証証明書」という。）を随時交付するものとする。

(認証の取消し)

第7条 市長は、被認証者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すことができる。

(1) 刑事事件に関して起訴され、又は刑に処

せられた場合

- (2) 認証の根拠となる事項に事実誤認又は虚偽の内容があった場合
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為をしたと認められる場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、被認証者として不適切と判断される行為があった場合

2 前項の規定により認証を取り消された者は、既に交付されている認証状を直ちに市に返却しなければならない。

(制度の周知)

第8条 市は、この制度について、消防団を通じて、当該消防団に所属する大学生等に対して周知するものとする。

2 市は、この制度について、市内の事業者に周知し、認証証明書の効果が十分に得られるよう努めるものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項及び亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第48条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
公益社団法人京都府獣医師会
京都市下京区西七条掛越町65番地
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
狂犬病予防注射済票交付事務手数料
- 3 指定した日
令和7年4月1日
- 4 委託をした期間
令和7年4月1日から
令和8年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第50号

亀岡市循環型社会推進条例（平成13年亀岡市条例第13号）第13条第2項の規定により、令和7年度亀岡市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり告示する。

令和7年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 一般廃棄物の処理量の見込み

(1) ごみ

ア 燃やすしかないごみ	16,835 t / 年 * 1
イ 埋立てるしかないごみ	1,039 t / 年 * 2
ウ 粗大ごみ	600 t / 年
エ 資源ごみ	
(ア) カン類	254 t / 年
(イ) ビン類	377 t / 年
(ウ) ペットボトル	133 t / 年
(エ) スプレー缶	24 t / 年
(オ) プラスチック類	915 t / 年
(カ) 使用済小型家電	11 t / 年
(キ) 使用済乾電池・使用済充電式電池	30 t / 年
(ク) 廃蛍光管	2 t / 年
(ケ) 小型金属類	15 t / 年
(コ) 草・木類	371 t / 年
(サ) 紙類	1,571 t / 年
(シ) 生ごみ・食用油	0 t / 年
(ス) 古布類	53 t / 年
(セ) ライター	1 t / 年

(2) 犬、猫等の死体 417 体 / 年

(3) し尿及び汚泥

ア し尿	4,437kl / 年
イ 浄化槽汚泥	4,383kl / 年

* 1 重複カウントになるため、燃やすしかないごみから、粗大ごみ等を破碎したことにより生じる破碎物の見込量及びプラスチック類の選別残渣の見込量を除いている。

* 2 重複カウントになるため、埋立てるしかないごみから、粗大ごみ等を破碎したことにより生じる破碎物及びカン類・ビン類・プラスチック類の選別残渣の見込量を除いている。

2 一般廃棄物の処理主体

(1) ごみ

種類及び区分		収集・運搬	中間処理	最終処分	
燃やすしかな いごみ	家庭系	(公財)環境かめおか(委 託、以下同じ)	焼却/桜塚クリーンセンター (直営、以下同じ)	残渣埋立/大阪湾広域 臨海環境整備センター神 戸沖埋立処分場及び 大阪沖埋立処分場(委 託、以下同じ)	
	事業系	許可業者※下記のとおり			
埋立てるしか ないごみ	家庭系	(公財)環境かめおか		埋立/エコビ ^ア 亀岡(直 営、以下同じ)	
		許可業者			
粗 大 ご み	可燃性	家庭系	破碎/エコビ ^ア 亀岡、焼 却/桜塚クリーンセン ター 資源化/民間処理施設 (委託、以下同じ)	残渣埋立/エコビ ^ア 亀 岡、大阪湾広域臨海 環境整備センター神 戸沖埋立処分場及び 大阪沖埋立処分場	
		事業系			許可業者
	不燃性	家庭系	(公財)環境かめおか 許可業者	資源化/民間処理施設	残渣埋立/民間最終処 分場、エコビ ^ア 亀岡
資源ごみ	カン類		(公財)環境かめおか	選別・圧縮/エコビ ^ア 亀 岡	残渣埋立/エコビ ^ア 亀 岡、資源化/民間処理 施設
	ビン類		(公財)環境かめおか	選別/エコビ ^ア 亀岡	残渣埋立/エコビ ^ア 亀 岡、資源化/公益財団 法人日本容器包装リ サイクル協会(委託、 以下同じ)・民間処理 施設
	ペットボトル		(公財)環境かめおか 委託業者	選別・圧縮・梱包/民 間処理施設	資源化/民間処理施設
	スプレー缶		(公財)環境かめおか	選別・圧縮/エコビ ^ア 亀 岡	残渣埋立/エコビ ^ア 亀 岡、資源化/民間処理 施設
	プラスチック類		(公財)環境かめおか	選別・圧縮・梱包/民 間処理施設	残渣埋立/エコビ ^ア 亀 岡、焼却/桜塚クリー ンセンター、資源化/ 公益財団法人日本容 器包装リサイクル協 会
	使用済小型家電		委託業者		資源化/民間処理施設
	使用済乾電池・使 用済充電式電池		(公財)環境かめおか		資源化/民間処理施設
	廃蛍光管		委託業者		資源化/民間処理施設
	小型金属類		(公財)環境かめおか	選別/エコビ ^ア 亀岡	資源化/民間処理施設
	使用済インクカー トリッジ		協定締結業者		資源化/民間処理施設
	草・木類		(公財)環境かめおか		資源化/民間処理施設
	紙類		(公財)環境かめおか		資源化/民間処理施設
	生ごみ・食用油		民間業者		
	古布類		民間業者		
	ライター		(公財)環境かめおか	選別・破碎/民間処理 施設	資源化/民間処理施設

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に規定する許可業者〔種別／一般廃棄物（ごみ）〕大田産業(株)、(株)カンポ、南丹清掃(株)、松波商店、安田産業(株)、サカエ産業(株)、(有)丸加清掃、日進浄化槽センター(株)、(有)キンキ、(株)クリーンプラン

(2) し尿及び汚泥

種類	収集・運搬	中間処理	最終処分
し尿	(公財)環境かめおか、南丹清掃(株)(委託)	脱水・焼却/京都中部クリーンセンター	残渣埋立/大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場
浄化槽汚泥	許可業者※下記のとおり		

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に規定する許可業者〔種別/浄化槽汚泥〕南丹清掃(株)、日進浄化槽センター(株)

3 ごみ処理実施計画

(1) 「美しいふるさとかめおか」を次代につなぐ活動を支援する。

ア ごみ減量・資源化の市民活動の支援

- (ア) 美化活動や環境保全活動に取り組む団体や自治会等の地域コミュニティ団体への支援
- (イ) 地域コミュニティなどによる集団回収や適正な分別排出の取組の支援
- (ウ) 地域における持続可能な衛生保持の仕組みづくり

イ 環境に配慮したイベントの推進・環境学習の充実

- (ア) 環境配慮型イベントの推進
- (イ) 大堰川・保津川をはじめとする自然環境をフィールドにした環境学習の展開
- (ウ) 小・中学校、義務教育学校における環境教育の強化
- (エ) 企業と連携した環境学習の開発・展開
- (オ) 就学前教育やエコウォーカーキッズチャレンジプログラム等の充実・展開

ウ ゼロエミッションをオールかめおかで取り組むための支援

- (ア) 誰もがわかるごみ分別情報の提供
- (イ) 環境ポスター・標語等の募集による環境意識の啓発
- (ウ) 高齢者等ふれあい収集を通じたごみ出し支援

エ 企業とのパートナーシップの構築

- (ア) 環境パートナーシップ協定の締結企業の拡大
- (イ) 環境パートナーシップ協定締結企業の製品・サービス等の周知・広報によるエシカル消費の普及促進

(2) 排出されるごみを徹底的に減らすため、2R（リデュース：排出抑制、リユース：再使用）を強化する。

ア 生活系ごみの2Rに向けた取組

- (ア) エコバッグやマイボトルの持参等による、プラスチック製レジ袋やペットボトルをはじめとする使い捨てプラスチックの発生抑制対策の更なる推進
- (イ) 家庭から排出される食品廃棄物などの減量
- (ウ) 環境家計簿の普及拡大
- (エ) ごみを出さない買い物や環境にやさしい生活習慣（エシカル）の普及に向けた環境の整備
- (オ) リユース交換会の実施

- イ 事業系ごみの2Rに向けた取組
 - (ア) 製造・使用・排出者責任を浸透させる啓発活動
 - (イ) 紙ごみを資源物として受け入れることの検討
 - (ウ) 桜塚クリーンセンターにおける搬入指導の実施
 - (エ) 多量排出事業者の届出制度（条例制定など）の検討
 - (オ) 事業者から排出される食品廃棄物の実態の把握
 - (カ) 事業者から排出される食品廃棄物減量の取組
- ウ 食品ロス対策の推進
 - (ア) 食品ロスの発生状況、発生要因の周知啓発
 - (イ) 「食品ロス削減推進計画」に基づく施策の展開
- エ イベントごみ対策の推進
 - (ア) リユース食器等の利用促進
 - (イ) テイクアウト容器の削減
- (3) 多様な資源化システムを構築する。
 - ア 市民が取り組みやすい資源化システムの構築
 - (ア) 公共施設における資源ごみ回収拠点の拡充
 - (イ) 事業者と連携した資源ごみ回収拠点の拡充
 - (ウ) 小型家電等のイベント回収の拡充
 - (エ) コンポストによる生ごみの減量、資源化
 - イ 事業者による資源化システムの構築
 - (ア) 事業者による古紙、古着等の資源化の拡大
 - (イ) 事業者と連携したペットボトルの資源回収、資源循環システムの構築
 - (ウ) 事業者と連携したステンレスボトルの資源回収、資源循環システムの構築
 - (エ) 事業者と連携したサーキュラーエコノミーによる持続可能なビジネスモデルの構築
 - ウ 中間処理等の充実による資源化システムの構築
 - (ア) 中間処理施設（民間）の活用による資源回収
 - (イ) 埋立てごみの中間処理によるごみの減量、資源化率の向上
 - (ウ) 焼却灰のリサイクルの検討
 - エ 廃棄物の資源化・エネルギー化と脱炭素に向けた取組の促進
 - (ア) 生ごみのバイオガス発電に向けた事業化の検討
 - (イ) 廃棄物のエネルギー化による再生可能エネルギー導入拡大及びエネルギーの地産地消の推進
 - (ウ) 剪定枝や落葉等のバイオマス活用の推進
 - オ 分別ごみ拡大によるごみの減量・資源化の促進及び新たな分別拡大に向けた調査研究の促進
 - (ア) 紙類、剪定枝・落葉、小型金属類、プラスチック一括回収等の分別拡大による大幅なごみの減量
 - (イ) 生ごみ及び使用済み紙おむつ等の資源化に向けた事業化の検討

- (ウ) 燃やすしかないごみ及び埋立てるしかないごみの大幅な減量を前提とした桜塚クリーンセンターの更新の可否及び広域処理、さらにはエコトピア亀岡の延命化及び域外処理の調査・研究
- カ 経済効果を考慮した事業方式の調査研究の推進
 - (ア) 将来の処理施設の事業化手法について、安定的な処理かつ経済効果が高い処理を実現させるため、民間企業の資源・ノウハウの活用により相乗効果が期待できる「公民連携」方式等の導入についての調査研究
- (4) ごみの適正処理に向けた体制・仕組みを整備する。
 - ア 収集・運搬体制の充実に向けた取組
 - (イ) 安全安心な収集運搬体制の維持
 - (ロ) 収集体制等の効率化
 - イ 受益者負担の適正化の取組
 - (イ) ごみ処理手数料について、適切な仕組みとなっているかの検証や検討を引き続き実施
 - ウ 適正処理困難物を適正に排出できる体制の整備
 - (イ) 適正処理困難物に対する体制の整備
 - (ロ) 廃蛍光管や水銀体温計等有害ごみの安全な回収方法の整備
 - エ 最終処分体制の充実に向けた取組
 - (イ) 第3期大阪湾フェニックス計画への参加
 - (ロ) 最終処分場の適正な維持管理
 - (ハ) 医王谷エコトピア（旧最終処分場）の廃止確認に向けた取組
 - オ 計画の着実な履行に向けた取組
 - (イ) ごみ処理基本計画の進捗状況の点検・評価
- (5) 不法投棄対策及び災害廃棄物対策を強化する。
 - ア 不法投棄に対する監視活動の強化
 - (イ) 不法投棄に対する監視活動の強化
 - (ロ) 捜査機関などの関係機関との連携強化
 - (ハ) エコウォーカーによる新たな感覚での環境美化活動の推進
 - (ニ) アプリケーションソフトを活用したポイ捨てごみの可視化による環境美化の意識啓発
 - イ 災害廃棄物対策の点検・見直し
 - (イ) 災害廃棄物処理計画についての点検及び見直し
 - (ロ) 災害廃棄物についての適正処理の実施（発生時）

関連施設の概要

ア 資源ごみ選別資源化施設（エコトピア亀岡内）

〔形式及び公称能力等〕

カン類：磁気式選別機＋プレス機（Cプレス 3.0 t／6h）

ビン類：ストックヤード（カレット）208.8m³（W24m×L6m×H1.45m）

プラスチック類：ストックヤード 222.39m²

ペットボトル：ストックヤード 38.91㎡

使用済小型家電：ストックヤード 32.89㎡

イ 可燃性粗大ごみ破碎処理施設（エコトピア亀岡内）

〔形式及び公称能力等〕

磁気式選別機＋車両型2軸剪断式破碎機（4.9 t / 5 h）

4 収集・運搬計画

種類及び区分		収集・運搬量	収集区域	収集方法	収集回数	搬入先
燃やすしかないごみ	家庭系	10,819 t	市内全域	ステーション	週2回	桜塚クリーンセンター
		2,500 t	南丹市及び京丹波町全域	船井郡衛生管理組合より搬入	週1回	
	事業系	5,478 t	市内全域	戸別	随時	
埋立てるしかないごみ	家庭系	952 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡（埋立処分場）
粗大ごみ	可燃性	132 t	市内全域	戸別	随時	エコトピア亀岡（破碎処理施設）
	不燃性	51 t		戸別	随時	エコトピア亀岡（保管施設）
資源ごみ	カン類	254 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡（資源化施設及び保管施設）
	ビン類	377 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡（保管施設）
	ペットボトル	133 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡（保管施設）
				拠点	随時	民間処理施設
	スプレー缶	24 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡（資源化施設及び保管施設）
	プラスチック類	915 t	市内全域	ステーション	週1回	エコトピア亀岡（保管施設）
	使用済小型家電	11 t	市内全域	拠点	随時	エコトピア亀岡（保管施設）
	使用済乾電池・使用済充電式電池	30 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡（保管施設）
	廃蛍光管	2 t	市内全域	拠点	随時	民間処理施設
	小型金属類	15 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡（保管施設）
	草・木類	371 t	市内全域	ステーション	月1回	エコトピア亀岡（保管施設）
	紙類	1,571 t	市内全域	ステーション	月1回	資源回収業者施設
			市内全域	拠点	随時	
	古布類	53 t	—	戸別	随時	資源回収業者施設
ライター	1 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡（保管施設）	

○収集・運搬量は、委託業者及び許可業者による収集量見込の合計である。なお、それ以外に自己による直接持込及び災害搬入・地域清掃に伴う搬入等がある。

5 中間処理計画

処理施設の概要	施設名	桜塚クリーンセンター
	所在地	亀岡市東別院町小泉桜塚6番地の6
	型式	連続燃焼式
	公称能力	120 t/日(60 t/炉)
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	10,819 t/年
	許可業者	5,478 t/年
	船井郡衛生管理組合	2,500 t/年
	その他	1,317 t/年
残渣の量及び処分方法		2,660 t/年(海面埋立処分)

○搬入される廃棄物の搬入者別内訳量欄にある「その他」は、自己による直接持込、災害搬入・地域清掃に伴う搬入及び粗大ごみ等を破碎したことにより生じる破碎物の見込量である。

6 最終処分計画

(1) 一般廃棄物

最終処分場の概要	施設名	エコトピア亀岡
	所在地	亀岡市東別院町大野法華1
	埋立面積	13,740m ²
	埋立容量	77,920m ³
	残余容量	15,022m ³
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	936 t/年
	許可業者	16 t/年
	その他	106 t/年
年間埋立容量		3,033m ³
埋立計画	埋立区域	山間埋立
	埋立方法	サンドイッチ工法、セル工法の併用

○搬入される廃棄物の搬入者別内訳量欄にある「その他」は、自己による直接持込、災害搬入・地域清掃に伴う搬入、粗大ごみ等を破碎したことにより生じる破碎物及びカン類・ビン類の選別残渣の見込量である。

(2) 焼却残渣

埋立場所	大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場
搬入施設	尼崎基地
搬入者	委託業者
搬入量	2,660 t/年

7 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水処理計画

区 分	処理対象区域	対象人口
公共下水道	亀岡地区（三宅町、東堅町、西堅町、突抜町、横町、古世町・北古世町、京町、呉服町、旅籠町、新町、矢田町、上矢田町・中矢田町・下矢田町、塩屋町、柳町、本町、紺屋町・荒塚町、南郷町、西町、内丸町、追分町、北町、安町・河原町・余部町・宇津根町・北河原町）、大井町、千代川町、篠町、東つつじヶ丘、西つつじヶ丘、南つつじヶ丘、曾我部町、吉川町、蕨田野町の各一部又は全部	71,476人
特定環境保全公共下水道	保津町	622人
農業集落排水施設	東本梅町、宮前町、本梅町、西別院町の一部（犬甘野）、旭町、馬路町の一部、千歳町の一部、河原林町	4,832人
小規模集合排水処理施設	東別院町の一部（小泉）	49人
浄化槽	市内全域	4,016人
その他（委託業者）	市内全域	431人

(2) し尿・汚泥の処理計画

ア 収集・運搬計画

種類及び区分		収集・運搬量	収集回数	収集方法	収集区域
し尿	委託業者	4,437Kl/年	月1回	戸別	市内全域
浄化槽汚泥	許可業者	4,383Kl/年	随時	戸別	市内全域

イ 中間処理計画

処理施設の概要	施設名	京都中部クリーンセンター
	所在地	南丹市八木町室河原大見谷47番地
	処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理＋焼却
	公称能力	94kl/日
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	4,437kl/年
	許可業者	4,383kl/年
残渣の発生量及び処分方法		60t（海面埋立処分）

処理施設の概要	施設名	半国浄化センター（農業集落排水処理施設）
	所在地	亀岡市東本梅町赤熊アリマノ17番地2
	処理方式	オキシデーション・ディッチ方式
	公称能力	276m ³ /日
脱水汚泥の発生量及び処分方法		36t（三重県の民間業者に委託）

ウ 最終処分計画

埋立場所	大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場
搬入施設	尼崎基地
搬入者	委託業者
搬入量	60 t /年

搬入施設	民間処理施設
搬入者	委託業者
搬入量	36 t /年

「揭示済」

亀岡市告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項及び亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第48条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
別紙のとおり
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等
一般廃棄物処理手数料
- 3 指定公金事務取扱者に公金事務を受託した期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日
令和7年4月1日

No.	名称	所在地
1	中井商店	亀岡市余部町古城2番地
2	本間煙草店	亀岡市余部町中条2番地
3	セブン-イレブン 亀岡インター東店	亀岡市余部町谷川尻2番3
4	亀岡メンテナンス(株)	亀岡市荒塚町2丁目4番12号
5	V・drug亀岡中央店	亀岡市荒塚町2丁目11番5号
6	南丹清掃(株)	亀岡市荒塚町2丁目14番10号
7	(株)マツモト荒塚店	亀岡市荒塚町鍛冶ヶ嶋6番地
8	畑荒物店	亀岡市内丸町28番地
9	セブン-イレブン亀岡駅前店	亀岡市追分町大堀54番1
10	加瀬たばこ店	亀岡市追分町八ノ坪9番地9
11	ソニーショップムカイデ	亀岡市追分町馬場通20番地13
12	(有)マルセン亀岡駅前店	亀岡市追分町馬場通21番地5
13	セブン-イレブンハートインJR亀岡駅改札口店	亀岡市追分町谷筋1番地1
14	ファミリーマート亀岡追分町店	亀岡市追分町藪ノ下11番5
15	(株)ウエダ本社	亀岡市河原町77番地
16	山口電機(株)本店	亀岡市河原町169番地
17	ファミリーマート亀岡河原町店	亀岡市河原町164番地1
18	(株)栄広堂	亀岡市河原町24番地
19	協同組合亀岡ショッピングセンターアミティ	亀岡市古世町2丁目4番1号
20	ドラッグユタカ亀岡中央店	亀岡市古世町2丁目135番地
21	(株)スギ薬局 スギドラッグ亀岡東店	亀岡市古世町西内坪12番地
22	イオンリテール(株)イオン亀岡店	亀岡市古世町西内坪101番地
23	セブン-イレブン亀岡中矢田店	亀岡市古世町芝原42-1
24	(有)桂商店本店	亀岡市塩屋町56番地
25	(株)アヤハディオ亀岡店	亀岡市下矢田町3丁目14番1号
26	ファミリーマート亀岡下矢田店	亀岡市下矢田町大末2番10号
27	(株)サンフェステ業務スーパー亀岡店	亀岡市下矢田町2丁目216番6号
28	矢田の里	亀岡市下矢田町君塚16
29	(有)桂商店中矢田店	亀岡市中矢田町岸ノ上3番地3・3番地4合地
30	(株)マツモト中央店	亀岡市西堅町61番地1
31	(株)ミゾツラ電器	亀岡市旅籠町31番地
32	成田米穀	亀岡市旅籠町32番地
33	大道建具店	亀岡市三宅町40番地
34	加地商店	亀岡市安町24番地37
35	亀岡市役所内母子会売店	亀岡市安町野々神8番地
36	(株)くらしの店丹和	亀岡市安町17番地
37	(株)MG Linovation	亀岡市安町25番地
38	ライス&リカー亀岡店	亀岡市東別院町鎌倉見立24-178
39	東別院町自治会	亀岡市東別院町南掛藤ヶ瀬3番地1
40	YAMANO TERRACE	亀岡市東別院町東掛一アーン15
41	中村商店	亀岡市西別院町神地御手洗13番地
42	ミニストップ亀岡運動公園前店	亀岡市曾我部町穴太太塚54番地
43	セブン-イレブン亀岡運動公園前店	亀岡市曾我部町穴太太塚22番地1
44	岩本商店	亀岡市曾我部町南条竹谷1番地18
45	オクノ電化	亀岡市曾我部町南条竹谷2番地51
46	木内商店	亀岡市曾我部町南条上河原47番地11

47	ファミリーマート亀岡曾我部町店	亀岡市曾我部町南条屋敷2番地1
48	ローソン京都先端科学大学前店	亀岡市曾我部町南条上河原12番地12
49	原田商店	亀岡市曾我部町西条下千代8番地1
50	吉川簡易郵便局	亀岡市吉川町穴川堂ノ前1番地
51	吉川町自治会	亀岡市吉川町吉田沢63番地
52	魚繁石野商店	亀岡市蕨田野町太田油田3番地
53	栗山商店	亀岡市蕨田野町奥条門田36番地
54	社会福祉法人亀岡福祉会 かめおか作業所	亀岡市蕨田野町佐伯大門30番地1
55	ローソン亀岡ひえだの町店	亀岡市蕨田野町佐伯浦亦15番地1
56	蕨田野町自治会	亀岡市蕨田野町佐伯西ノ辻9番地1
57	本梅町自治会	亀岡市本梅町井手梅原3番地
58	中村商店	亀岡市本梅町中野清水口17番地
59	ファミリーマート亀岡本梅町店	亀岡市本梅町中野大向8-4
60	かね新商店	亀岡市本梅町西加舎佃23番地
61	奥村商店	亀岡市本梅町東加舎大前後13番地
62	畑野町自治会	亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地1
63	社会福祉法人亀岡福祉会 第二かめおか作業所	亀岡市宮前町猪倉城山8番地21
64	森政商店	亀岡市宮前町神前上段川28番地
65	西田食料品店	亀岡市宮前町宮川西垣内17番地2
66	ファミリーマート亀岡宮前町店	亀岡市宮前町宮川稲荷111-3
67	東本梅町自治会	亀岡市東本梅町赤熊蟻間野35-1
68	コーナン商事(株) ホームセンターコーナン亀岡大井店	亀岡市大井町北金岐柿木原4番地1
69	谷村たばこ店	亀岡市大井町土田2丁目12番17号
70	(株)マツモト大井店	亀岡市大井町土田2丁目15番8号
71	大井町自治会	亀岡市大井町土田2丁目11番20号 110号
72	ミニストップ亀岡大井町土田店	亀岡市大井町土田3丁目5番3号
73	シミズ薬品(株) ダックス大井店	亀岡市大井町土田3丁目30番1号
74	(株)おくむら	亀岡市大井町並河2丁目25番2号
75	ファミリーマート亀岡大井町店	亀岡市大井町並河2丁目22番3号
76	セブン-イレブン亀岡並河店	亀岡市大井町並河2丁目5番9号
77	(株)ユニス セブン-イレブン亀岡大井店	亀岡市大井町並河2丁目29番5号
78	(株)マツモト大井南店	亀岡市大井町並河4丁目8番地
79	(株)カインズ カインズ亀岡店	亀岡市大井町並河4丁目20番地
80	(株)コスモス薬品 ドラッグコスモス大井店	亀岡市大井町並河5丁目11番地
81	(株)さとう フレッシュバザール亀岡大井店	亀岡市大井町並河坂井67番地
82	ドラッグユタカ亀岡並河店	亀岡市大井町並河前脇30番地
83	(有)プレミアム セブン-イレブン亀岡今津2丁目店	亀岡市千代川町今津2丁目4番15号
84	ドラッグユタカ千代川店	亀岡市千代川町小川1丁目2番地6
85	(有)さわだ書店	亀岡市千代川町小川2丁目1番23号
86	(株)マツモト千代川店	亀岡市千代川町小川2丁目114番1号
87	永梅商店	亀岡市千代川町小林北ン田63番地
88	(株)サンフェステ サンフェステ千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田7番地3
89	ファミリーマート亀岡千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田49番地2
90	クスリキリン堂亀岡千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田49番地14
91	(株)さとう フレッシュバザール亀岡千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田44
92	京都生活協同組合 南丹支部	亀岡市千代川町小林北ン田12-1
93	浅田電気商会	亀岡市千代川町千原1丁目3番2号

94	美馬たばこ店	亀岡市千代川町千原2丁目10番23号
95	南橋本電機	亀岡市馬路町住吉14番地7
96	馬路町自治会	亀岡市馬路町流川2番地1
97	中川商店	亀岡市馬路町前ノ側22番地
98	中沢商店	亀岡市馬路町万年42番地5
99	ファミリーマート亀岡馬路町店	亀岡市馬路町砂取24番地2
100	旭町自治会	亀岡市旭町年角25番地
101	川勝商店	亀岡市旭町山ノ神2番地1
102	千歳町自治会	亀岡市千歳町千歳垣根2番地3
103	河原林町自治会	亀岡市河原林町河原尻上六反田9番地1
104	吉田商店	亀岡市保津町上火無28番地43
105	保津町自治会	亀岡市保津町構ノ内53番地
106	ファミリーマート亀岡保津町店	亀岡市保津町下大年3番57
107	魚政商店	亀岡市保津町宮ノ上18番地
108	かさや木村商店	亀岡市保津町宮ノ上13番地
109	タケモ(株) タケモ商店	亀岡市保津町沢目52番地
110	セブン-イレブン亀岡篠町王子店	亀岡市篠町王子西山5番地1
111	セブン-イレブン亀岡篠町馬堀店	亀岡市篠町馬堀広道6番地1
112	ファミリーマート亀岡篠町店	亀岡市篠町馬堀広道13-1
113	スマイリングかめおか	亀岡市篠町馬堀南垣内21番地37 モールショップ馬堀内
114	(株)マツモトうまほり店	亀岡市篠町馬堀伊賀ノ辻8番地2
115	(株)スギ薬局 スギドラッグ馬堀店	亀岡市篠町馬堀伊賀ノ辻8番地5
116	ローソン亀岡馬堀店	亀岡市篠町馬堀南垣内43番地3
117	とり清 中川	亀岡市篠町柏原町頭32
118	井内商店	亀岡市篠町篠中北裏65番地
119	ローソン亀岡頼政塚店	亀岡市篠町浄法寺中村26番地1
120	シミズ薬品(株) ダックス亀岡店	亀岡市篠町浄法寺中村40番地2
121	(株)ハートフレンドコレモ亀岡店	亀岡市篠町浄法寺中村45番地1
122	アル・プラザ亀岡	亀岡市篠町野条上又11番地1
123	コーナン商事(株) ホームセンターコーナン亀岡篠店	亀岡市篠町野条井ホラ9番地1
124	BOOKOFF京都亀岡店	亀岡市篠町野条馬場35-1
125	(株)酒井商店見晴店	亀岡市篠町見晴3丁目2番1号
126	シミズ薬品(株) ダックス亀岡夕日ヶ丘店	亀岡市篠町夕日ヶ丘4丁目1番地1
127	山口電機(株) つつじヶ丘支店	亀岡市東つつじヶ丘曙台1丁目3番2号
128	(株)サンフェスタ業務スーパー篠店	亀岡市東つつじヶ丘都台1丁目12番1号
129	(株)マツモト亀岡東店	亀岡市東つつじヶ丘都台3丁目23番1号
130	南桂商店西つつじヶ丘店	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目5番1号
131	西つつじヶ丘自治会	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目12番13号
132	(株)黒川西つつじヶ丘店	亀岡市西つつじヶ丘五月台1丁目24番1号
133	南ハートピアサノ	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目20番4号
134	リカーショップ寿屋	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目14番10号
135	ドラッグユタカ亀岡南つつじヶ丘店	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目44番4号

「揭示済」

亀岡市告示第52号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の全てを登録したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第53号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項及び亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第48条第2項により告示する。

令和7年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定公金事務取扱者の名称及びその住所又は事務所の所在地

株式会社 京都銀行
 京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町
 700番地

地銀ネットワークサービス株式会社
 東京都中央区日本橋本石町4-6-7
 日本橋日銀通りビル5階

株式会社しんきん情報サービス
 東京都港区港南一丁目8番27号

株式会社セイコーマート
 北海道札幌市中央区南9条西5丁目
 421番地

株式会社セブン-イレブン・ジャパン
 東京都千代田区二番町8番地8

株式会社ファミリーマート
 東京都港区芝浦三丁目1番21号

株式会社 ポプラ
 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地
 665番の1

ミニストップ株式会社
 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5-1

山崎製パン株式会社
 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号

株式会社ローソン
 東京都品川区大崎1-11-2

- 2 委託する歳入等
 市税（市府民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割））
 国民健康保険料
 後期高齢者医療保険料
 保育所保育料及び公立保育所副食費
 介護保険料
- 3 指定をした日
 令和7年4月1日
- 4 委託をした期間
 令和7年4月1日から
 令和8年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第54号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、亀岡市財

務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定納付受託者の名称及びその住所又は事務所の所在地
P a y P a y 株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
市税（市府民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割））
国民健康保険料
後期高齢者医療保険料
保育所保育料及び公立保育所副食費
介護保険料
- 3 指定をした日
令和7年4月1日
- 4 指定の期日
令和8年3月31日

「揭示済」

亀岡市告示第55号

亀岡市障害者ガイドヘルパー派遣事業実施要綱（平成27年亀岡市告示第49号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第3項ただし書中「2人」を「2人以

上」に改める。

第3条第1項第2号を次のように改める。

(2) 複数支援 当事者団体、グループ等の複数の障害者等に対する同時支援

第3条第1項第3号を削り、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 複数支援については、安全の確保のため、あらかじめ支援内容を市と協議するものとする。

別記第1号様式中

「

	男・女
--	-----

」

を

「

--

」

に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第56号

亀岡市基幹相談支援センター事業実施要綱（令和5年亀岡市告示第51号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第3条第3号を次のように改める。

- (3) 自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組に関すること。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第57号

亀岡市いきいき健幸ポイント制度実施要綱(令和5年亀岡市告示第52号)の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第7条第6項中「第8条第6項」を「次条第6項」に改める。

第8条第5項中「5,000円」を「6,000円」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第58号

亀岡市妊婦のための支援給付事業実施要綱を

次のように定める。

令和7年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市妊婦のための支援給付事業
実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に基づき、妊婦の身体的、精神的、経済的な負担を軽減し、もって妊婦の福祉の向上に寄与することを目的として妊婦のための支援給付事業(以下「事業」という。)を実施することに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) 妊婦給付認定者 前条の目的を達成するために、第4条の規定により市長が事業の対象者として認定した者で、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 妊婦(受診した産科医療機関の医師等が胎児心拍を確認した者に限る。)又は事業開始日以降に出産、流産、死産又は人工妊娠中絶した者(受診した産科医療機関の医師等が胎児心拍を確認した者に限る。)であること。

イ 第4条第1項の規定による申請時点において、市の住民基本台帳に登録されている者であること。

(2) 妊婦支援給付金(1回目) 市長が、妊娠の届出を行った妊婦給付認定者に対して支給する給付金をいう。

(3) 妊婦支援給付金(2回目) 市長が、胎児の数の届出を行った妊婦給付認定者に対

して支給する給付金をいう。

(事業開始日)

第3条 事業の開始日は、令和7年4月1日とする。

(妊婦給付認定)

第4条 法第10条の9の規定により妊婦のための支援給付を受ける資格を有することについての認定を受けようとする者(以下「認定申請者」という。)は、別に定める申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、妊婦給付認定者の認定又は却下を決定し、その結果を当該認定申請者に通知するものとする。

(妊婦支援給付金(1回目)の支給)

第5条 市長は、妊娠の届出をした妊婦給付認定者であり、次の各号のいずれにも該当する者に対し、妊婦支援給付金(1回目)を支給する。

- (1) 第7条第1項の規定による申請時点において、申請者が市の住民基本台帳に登録されている者であること。
- (2) 妊婦支援給付金(1回目)の対象となる妊娠について、他市町村から法に基づく同様の給付を受けていないこと。
- (3) 亀岡市出産・子育て応援事業実施要綱(令和5年亀岡市告示第54号)第5条の規定による出産応援給付金の支給又は他市町村からこれに相当する給付金の支給を受けていないこと。

2 前項の規定による支給内容は、対象となる妊娠1回につき5万円の現金給付とする。

(妊婦支援給付金(2回目)の支給)

第6条 市長は、事業開始日以降に胎児の数についての届出を行った妊婦給付認定者であり、次の各号のいずれにも該当する者に対し、妊婦支援給付金(2回目)を支給する。

- (1) 第8条第1項の規定による申請時点にお

いて、申請者が市の住民基本台帳に登録されている者であること。

(2) 妊婦支援給付金(2回目)の対象となる胎児について、他市町村から法に基づく同様の給付を受けていないこと。

(3) 亀岡市出産・子育て応援事業実施要綱第6条の規定による子育て応援給付金の支給又は他市町村からこれに相当する給付金の支給を受けていないこと。

2 前項の規定による支給内容は、当該妊婦給付認定者の胎児の数に5万円を乗じた額の現金給付とする。

(妊婦支援給付金(1回目)の申請)

第7条 妊婦支援給付金(1回目)の支給を受けようとする第5条第1項に規定する支給対象者(以下「第7条申請者」という。)は、別に定める申請書(以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 第7条申請者の公的身分証明書の写し
- (2) 振込口座を確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、胎児の心拍が医療機関において確認され妊娠が確定した日から起算して2年以内に行うものとする。

3 申請書は、市長が妊婦支援給付金(1回目)の支給の決定をした後、妊婦支援給付金(1回目)の請求書として取り扱う。

4 妊婦支援給付金(1回目)の請求は、市長が支給の決定をした日をもってなされたものとみなす。

(妊婦支援給付金(2回目)の申請)

第8条 妊婦支援給付金(2回目)の支給を受けようとする第6条第1項に規定する支給対象者(以下「第8条申請者」という。)は、別に定める届出書(以下「届出書」という。)に次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 第8条申請者の公的身分証明書の写し
- (2) 振込口座を確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による届出は、出産予定日の8週間前の日（出産予定日の8週間前の日以前に流産、死産又は人工妊娠中絶をした場合はその日）から起算して2年以内に行うものとする。

3 届出書は、市長が妊婦支援給付金（2回目）の支給の決定をした後、妊婦支援給付金（2回目）の請求書として取り扱う。

4 妊婦支援給付金（2回目）の請求は、市長が支給の決定をした日をもってなされたものとみなす。

（支給の方式）

第9条 妊婦支援給付金の支給は、第7条申請者又は第8条申請者（以下「申請者」という。）から指定された金融機関の口座に振り込む方式によって行う。ただし、市長が当該支払方法により難しいと認めたときは、この限りでない。

（支給の決定）

第10条 市長は、第7条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、妊婦支援給付金（1回目）の支給又は不支給を決定し、その結果を当該第7条申請者に通知するものとする。

2 市長は、第8条第1項の規定による届出を受けたときは、その内容を審査の上、妊婦支援給付金（2回目）の支給又は不支給を決定し、その結果を当該第8条申請者に通知するものとする。

3 前2項に規定する審査において、提出物に不備又は添付書類の不足が認められたときは、当該審査を保留することとし、当該不備の補正又は不足書類の補完について、当該申請者に通知する。

（妊婦給付認定の取消し）

第11条 市長は、妊婦給付認定者が市外に転出したときは、当該妊婦給付認定を取り消すこととする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第12条 第5条第1項に規定する支給対象者から第7条第2項の申請期限までに同条第1項の申請が行われなかった場合は、当該支給対象者は、妊婦支援給付金（1回目）の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 第6条第1項に規定する支給対象者から第8条第2項の申請期限までに同条第1項の申請が行われなかった場合は、当該支給対象者は、妊婦支援給付金（2回目）の支給を受けることを辞退したものとみなす。

3 第10条第3項において、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請者から、市が定めた期限内に補正又は補完が行われなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

4 市長が第10条第1項及び第2項の規定による支給決定を行った後、申請者の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他申請者の責めに帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第13条 市長は、妊婦支援給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当していないことが判明した者又は偽りその他不正の手段により妊婦支援給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った妊婦支援給付金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第14条 妊婦支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、本事

業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、令和7年4月1日以降に出産、流産、死産又は人工妊娠中絶した者について適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第60号

亀岡市障害児保育事業費補助金交付要綱（平成11年亀岡市告示第46号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

題名中「障害児」を「特別支援」に改める。

第1条中「障害児の保育」を「特別な支援を必要とする児童（以下「特別支援児童」という。）の保育」に、「障害児保育」を「特別支援保育」に改める。

第2条中「障害児」を「特別支援児童」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 発達の支援のために児童1人につき保育士1人の追加配置（以下「加配」という。）が必要となる児童
- (2) 発達の支援のために児童2人以上につき保育士1人の加配が必要となる児童

第3条中「障害児」を「特別支援児童」に改める。

第5条第2項中「障害児」を「特別支援」に

改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

補助区分	基準額	対象経費
1 特別支援保育費補助金（第2条第1号に定める特別支援児童に係る補助金）	1人月額130,000円	当該特別支援児童の保育に必要な経費
2 その他特別支援保育費補助金（第2条第2号に定める特別支援児童に係る補助金）	1人月額40,000円	当該特別支援児童の保育に必要な経費

別記第1号様式から別記第3号様式までの様式中「障害児」を「特別支援」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、令和7年度分の補助金から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第61号

亀岡市立幼稚園を認定こども園に移行することに伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和7年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市立幼稚園を認定こども園に移行することに伴う関係告示の整理に関する告示

（亀岡市立保育所及び認定こども園副食費の徴収に関する要綱の一部改正）

第1条 亀岡市立保育所及び認定こども園副食費の徴収に関する要綱（令和元年亀岡市告示第178号）の一部を次のように改正する。

題名中「副食費」を「給食費」に改める。

第1条中「副食に係る経費（以下「副食費」という。）」を「主食費（主食に係る経費をいう。以下同じ。）又は副食費（副食に係る経費をいう。以下同じ。）に係る経費（以下「給食費」という。）」に改める。

第2条中「副食費」を「給食費」に改める。

第3条を次のように改める。

(給食費の額)

第3条 給食費の額は、次のとおりとする。

区分	給食費	金額
1号認定子ども	主食費	月額 500円
	副食費	月額 3,200円
2号認定子ども	副食費	月額 4,500円

第4条中「副食費」を「給食費」に改める。

第5条の見出し中「副食費」を「給食費」に改め、同条第1項中「副食費」を「給食費」に改め、同条第2項前段を次のように改める。

給食費のうち、主食費の納付は納付書により、副食費の納付は口座振替の方法により行うものとする。

第7条（見出しを含む。）中「副食費」を「給食費」に改める。

(亀岡市就学前教育・保育検討委員会設置要綱の一部改正)

第2条 亀岡市就学前教育・保育検討委員会設置要綱（平成19年亀岡市告示第56号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第2号中「公立幼稚園及び保育所（園）」を「幼稚園、保育所（園）及び認定こども園」に改める。

第3条第2項第3号中「公立保育所」の次に「（公立認定こども園を含む。）」を加え、同項第4号中「私立保育園」の次に「（私立認定こども園を含む。）」を加え、同項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とし、同項第7号中「公立保育所」の次に「（公立認定こども園を含む。）」を加え、同号を同項第6号とし、同項第8号中「私立保育園」の次に「（私立認定こども園を含む。）」を加え、同号を同項第7号とし、同項中第9号を削り、第10号を第8号とし、第11号から第13号までを2号ずつ繰り上げる。

(亀岡市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部改正)

第3条 亀岡市要保護児童対策地域協議会設置要綱（平成20年亀岡市告示第6号）の一部を次のように改正する。

別表中「亀岡市立保育所」を「亀岡市立保育所（亀岡市立認定こども園を含む。）」に改め、「亀岡市立幼稚園」を削り、「亀岡市私立保育園」を「亀岡市私立保育園（亀岡市私立認定こども園を含む。）」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第62号

亀岡市狩猟免許取得支援補助金交付要綱（平成19年亀岡市告示第118号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第1条中「を要する経費」を「に要する経費及び亀岡市有害鳥獣捕獲班員として現に業務を遂行している者が新たに第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を取得するために必要な経費」に改め、「。以下「規則」という。」を削る。

第2条中「いう。）は」の次に「、市内に住所を有する者で」を加え、「に掲げる」を「のいずれかの」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、更新は除く。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 補助金の申請年度内に、新たに狩猟免許を取得した者で、亀岡猟友会に加入し、亀岡市有害鳥獣捕獲班員として業務を遂行できる者
- (2) 亀岡市有害鳥獣捕獲班員として現に業務を遂行している者で、補助金の申請年度内に、新たに第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を取得した者

第3条の見出し中「補助金の額」を「対象経費及び補助金の額」に改め、同条中「別表の」の次に「免許種別に対応する」を加え、「別表に定める額」を「当該補助金額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）」に改める。

第4条中「。以下「申請書」という。」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

免許種別	項目	補助金額
網猟免許 わな猟免許 第一種銃猟免許 第二種銃猟免許	狩猟免許講習会受講料（ただし、講習会受講者のみの補助は行わない。）	経費の全額
	狩猟免許試験手数料	経費の1/2

別記第1号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「・わな猟免許」の次に「・第一種銃猟免許・第二種銃猟免許」を加え、「狩猟免許試験合格証等」を「狩猟免状」に、「講習会受講料領収書」を「講習会受講料領収証」に改める。

別記第2号様式中「亀岡市有害鳥獣班員」を「亀岡市有害鳥獣捕獲班員」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第63号

亀岡市林業振興及び森林環境対策事業補助金交付要綱（平成19年亀岡市告示第150号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第1条中「保全」の次に「又は有害鳥獣による農林作物被害の防止」を加え、「森林組合その他の団体」を「森林組合並びに亀岡市内に住所及び土地を有する農林業者又は農林業者等で組織する団体」に改める。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、動物被害防除事業については、別表に基づき算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

別表動物被害防除事業の項を次のように改める。

動物被害防除事業	栽培の用に供されている農地への侵入防止柵（電気柵・金網柵・ワイヤーメッシュ柵又はこれらの複合柵の材料費に限る。）の新設に要する経費 ただし、認定農業者、認定新規就農者、地域計画に位置付けられた農業者、有機JAS認証を取得している者又は環境保全型農業直接支払交付金の交付を受ける者で、受益者が2戸以下の場合に限る。	補助対象経費の2分の1以内 ただし、1地区当たり500,000円を限度とする。
	有害鳥獣（シカ・イノシシに限る。）の死体処理に要する経費	死体処理に要した費用の2分の1以内 ただし、1頭当たり11,000円を限度とする。
	有害鳥獣（サルに限る。）の駆逐に要する経費	煙火消費保安手帳所持者が動物駆逐用煙火の購入に要した費用の2分の1以内

別記第1号様式、別記第3号様式及び別記第4号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、令和7年度分の補助金から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第64号

市道路線の認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。
その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

認定告示をする路線

路線番号	路 線 名	起 点
		終 点
04112	南 条 笑 路 線	亀岡市曾我部町南条南荒水代30番先 亀岡市西別院町笑路刈又8番先
11235	並 河 5 丁 目 1 号 線	亀岡市大井町並河5丁目63番先 亀岡市大井町並河5丁目60番先
12176	小 林 前 田 5 号 線	亀岡市千代川町小林前田44番14先 亀岡市千代川町小林前田44番7先
12177	針 木 谷 線	亀岡市千代川町北ノ庄針木谷3番4先 亀岡市千代川町北ノ庄鳴瀧25番2先
18331	イ カ ノ 辻 南 1 号 線	亀岡市篠町野条イカノ辻南28番11先 亀岡市篠町野条イカノ辻南28番5先
18332	下 西 裏 1 号 線	亀岡市篠町篠下西裏29番16先 亀岡市篠町篠下西裏30番先
18333	広 道 1 号 線	亀岡市篠町篠下北裏28番1先 亀岡市篠町馬堀広道28番30先

「揭示済」

亀岡市告示第65号

市道路線の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次の市道の路線を変更する。

その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

変更告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	
		終	点
12032	北ノ庄中村線	変更前	亀岡市千代川町北ノ庄角垣内11番2先 亀岡市千代川町北ノ庄中村6番先
		変更後	亀岡市千代川町北ノ庄角垣内5番4先 亀岡市千代川町北ノ庄中村6番先

「揭示済」

亀岡市告示第66号

市道路線の区域に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和7年4月1日から令和7年4月15日まで一般の縦覧に供する。

令和7年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

区域告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
04112	南条笑路線	亀岡市曾我部町南条南荒水代30番先	5,521.40m	6.10m
		亀岡市西別院町笑路刈又8番先		14.80m
11235	並河5丁目1号線	亀岡市大井町並河5丁目63番先	23.14m	6.00m
		亀岡市大井町並河5丁目60番先		12.00m
12176	小林前田5号線	亀岡市千代川町小林前田44番14先	68.34m	6.01m
		亀岡市千代川町小林前田44番7先		12.01m
12177	針木谷線	亀岡市千代川町北ノ庄針木谷3番4先	326.90m	4.80m
		亀岡市千代川町北ノ庄鳴瀧25番2先		10.20m
18331	イカノ辻南1号線	亀岡市篠町野条イカノ辻南28番11先	38.85m	6.00m
		亀岡市篠町野条イカノ辻南28番5先		12.00m
18332	下西裏1号線	亀岡市篠町篠下西裏29番16先	60.33m	6.01m
		亀岡市篠町篠下西裏30番先		12.00m
18333	広道1号線	亀岡市篠町篠下北裏28番1先	190.52m	6.00m
		亀岡市篠町馬堀広道28番30先		18.00m
12032	北ノ庄中村線	亀岡市千代川町北ノ庄角垣内5番4先	168.53m	1.95m
		亀岡市千代川町北ノ庄中村6番先		2.63m

「揭示済」

亀岡市告示第67号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を令和7年4月1日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和7年4月1日から令和7年4月15日まで一般の縦覧に供する。

令和7年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
04112	南条笑路線	亀岡市曾我部町南条南荒水代30番先	5,521.40m	6.10m
		亀岡市西別院町笑路刈又8番先		14.80m
11235	並河5丁目1号線	亀岡市大井町並河5丁目63番先	23.14m	6.00m
		亀岡市大井町並河5丁目60番先		12.00m
12176	小林前田5号線	亀岡市千代川町小林前田44番14先	68.34m	6.01m
		亀岡市千代川町小林前田44番7先		12.01m
12177	針木谷線	亀岡市千代川町北ノ庄針木谷3番4先	326.90m	4.80m
		亀岡市千代川町北ノ庄鳴瀧25番2先		10.20m
18331	イカノ辻南1号線	亀岡市篠町野条イカノ辻南28番11先	38.85m	6.00m
		亀岡市篠町野条イカノ辻南28番5先		12.00m
18332	下西裏1号線	亀岡市篠町篠下西裏29番16先	60.33m	6.01m
		亀岡市篠町篠下西裏30番先		12.00m
18333	広道1号線	亀岡市篠町篠下北裏28番1先	190.52m	6.00m
		亀岡市篠町馬堀広道28番30先		18.00m
12032	北ノ庄中村線	亀岡市千代川町北ノ庄角垣内5番4先	168.53m	1.95m
		亀岡市千代川町北ノ庄中村6番先		2.63m

「揭示済」

亀岡市告示第68号

亀岡市子育て応援支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市子育て応援支援事業補助金
交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、子育てに起因する住宅の増築及び改築に要する費用を支援することにより、子育て世帯の負担軽減を図ることを目的として、亀岡市補助金等交付規則(昭和41年亀岡市規則第5号)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で亀岡市子育て応援支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(胎児を含む。)をいう。
- (2) 三世代 親子及び子の祖父母(祖父又は祖母のいずれか一方のみの場合を含む。以下同じ。)をいう。
- (3) 三世代同居 補助金の申請年度内に親子又は子の祖父母が住所を変更し、これにより三世代が市内において同一敷地内にある住宅に居住することをいう。
- (4) 三世代近居 補助金の申請年度内に親子と子の祖父母のいずれか一方又は双方が住所を変更し、これにより次のいずれかに該

当することをいう。

ア 親子と子の祖父母がそれぞれの住宅から直線距離2キロメートル以内に居住すること。

イ 住所変更前に、異なる市町村に居住していた親子と子の祖父母が、いずれも市内に居住すること。

- (5) リフォーム 住宅の増改築を行う工事をいう。
- (6) 所得 給与所得者の場合は1年間の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した金額をいい、自営業者の場合は売上金額から必要経費を控除した金額をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、子の親権者で次に掲げる要件を全て満たす者(以下「補助対象者」という。)とする。

- (1) 子育て世帯であること。
- (2) リフォーム等の契約をした世帯の子の親権者の所得の合算額が550万円未満であること。
- (3) 世帯(三世代同居又は三世代近居の場合は祖父母を含む。以下この条において同じ。)の全員に市税及び府税の滞納がないこと。
- (4) 世帯の全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 世帯の全員が、この要綱に基づく補助金を過去に受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が自らが居住する住宅を子育ての負担軽減に資するためにリフォームする費用とする。ただし、補助対象経費は、費用が20万円以上となるリフォームに限る。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じた額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と次項に規定する補助基準額とを比較していずれか少ない方の額とする。

2 補助基準額は、次に掲げるとおりとする。ただし、三世帯同居又は三世帯近居に用いる住宅のリフォームの場合は、一律5万円を加算するものとする。

- (1) 1子の世帯 10万円
- (2) 2子の世帯 20万円
- (3) 3子以上の世帯 30万円

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助の対象となるリフォーム（以下「事業」という。）に着手する前に、亀岡市子育て応援支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）及び誓約書（別記第2号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 申請者は、補助金に関する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を亀岡

市子育て応援支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者が、当該事業の内容を変更しようとするとき又は当該事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、亀岡市子育て応援支援事業補助金変更承認申請書（別記第4号様式）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、当該変更の承認の可否を決定し、その結果を亀岡市子育て応援支援事業補助金変更承認（不承認）通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

(指令前着手届)

第9条 申請者は、補助金の交付決定がある前に事業に着手する場合は、亀岡市子育て応援支援事業指令前着手届（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 申請者は、事業が完了したときは、亀岡市子育て応援支援事業実績報告書（別記第7号様式）に関係書類を添えて、事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

2 申請者は、当該補助金に関する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、亀岡市子育て応援支援

事業補助金交付確定通知書（別記第8号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第12条 前条の規定による補助金の額の確定を受けた申請者は、市長が定める日までに、亀岡市子育て応援支援事業補助金請求書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（財産処分の制限）

第13条 補助金の受給者（以下「受給者」という。）は、補助金の交付を受けてリフォームした住宅について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数の間、本補助金の目的に沿って適切に管理するものとする。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第12条第1項の請求を行わないとき。
- (3) 補助金の交付を受けてリフォームした住宅を前条に規定する期間を経過せずに処分したとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、亀岡市子育て応援支援事業補助金取消兼補助金返還決定通知書（別記第10号様式）により申請者に通知し、既に補助金を交付している場合は当該補助金を返還させるものとする。

（調査等への協力）

第15条 市長は、受給者に対し当該事業の効果検証のためのアンケートその他の調査への

協力を求めることができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。
（亀岡市多子世帯・三世代同居・近居支援事業補助金交付要綱の廃止）
- 2 亀岡市多子世帯・三世代同居・近居支援事業補助金交付要綱（令和3年亀岡市告示第24号）は、廃止する。
（亀岡市多子世帯・三世代同居・近居支援事業補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置）
- 3 廃止前の亀岡市多子世帯・三世代同居・近居支援事業補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により交付した補助金については、旧要綱第14条及び第15条の規定は、この要綱の実施の日後も、なおその効力を有する。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第69号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項及び亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第48条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
 名称 一般社団法人亀岡市観光協会
 所在地 京都府亀岡市追分町谷筋25番地
 30
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
 駐車場使用料
- 3 指定公金事務取扱者に指定をした日
 令和7年4月1日
- 4 委託期間
 令和7年4月1日から
 令和8年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第70号

亀岡市指定公金事務取扱者の指定等に係る事務取扱要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市指定公金事務取扱者の指定等に係る事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定による指定公金事務取扱者の指定等に係る事務処理に関して、法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）及び地方自

治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）並びに亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法、政令、省令及び規則の定めるところによる。
(指定公金事務取扱者の指定)

第3条 規則第48条第1項の規定による協議の内容は、次に掲げる事項とする。協議した内容を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 指定公金事務取扱者の指定を受けようとする者が政令第173条第1号及び第2号に規定する要件を満たし、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者であること。

(2) 指定公金事務取扱者に委託する公金事務に係る歳入等又は歳出

(3) 公金事務の委託期間

2 市長は、指定公金事務取扱者の指定に当たっては、指定公金事務取扱者の指定を受けようとする者から省令第12条の2の12第3項において準用する同条第1項に規定する申出書（別記第1号様式）のほか、必要に応じ、前項に規定する要件を満たしていることが確認できる書類等を提出させるものとする。

3 市長は、前項に規定する申出書の提出があった場合において、その申出に基づき指定をしたときは指定公金事務取扱者指定通知書（別記第2号様式）により、指定をしないこととしたときは指定公金事務取扱者不指定通知書（別記第3号様式）により当該申出書を提出した者に通知しなければならない。

(指定公金事務取扱者の名称等の変更の手続)

第4条 指定公金事務取扱者は、法第243条の2第3項の規定に基づく名称等の変更をしようとするときは、あらかじめ省令第12条

の2の15第2項において準用する同条第1項に規定する届出書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する届出書の提出があったときは、当該届出に係る事項を会計管理者に通知しなければならない。

（公金事務の一部委託又は再委託の承認）

第5条 市長は、法第243条の2第5項又は第6項の規定による承認（以下「公金事務の一部委託又は再委託の承認」という。）をしようとするときは、次に掲げる事項について、あらかじめ会計管理者と協議をしなければならない。

- (1) 公金事務の一部委託又は再委託の承認を受けようとする者が第3条第1項第1号に規定する要件を満たし、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者であること。

(2) 一部委託又は再委託する公金事務

- 2 指定公金事務取扱者は、法第243条の2第5項の規定による委託をしようとするときは、指定公金事務取扱者一部委託承認申出書（別記第5号様式）を、同条第6項の規定による再委託をしようとするときは、指定公金事務取扱者再委託承認申出書（別記第6号様式）をあらかじめ市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項に規定する申出書の提出があった場合において、その申出につき公金事務の一部委託又は再委託の承認をしたときは、指定公金事務取扱者一部委託（再委託）承認決定通知書（別記第7号様式）により、公金事務の一部委託又は再委託を承認しないこととしたときは指定公金事務取扱者一部委託（再委託）不承認決定通知書（別記第8号様式）により、当該申出書を提出した指定公金事務取扱者に通知しなければならない。

（指定公金事務取扱者に対する検査）

第6条 会計管理者は、規則第48条の5に基づき、指定公金事務取扱者について、定期及び臨時に公金事務の執行状況を検査しなければならない。

- 2 会計管理者は、必要と認めるときは、当該指定公金事務取扱者の公金事務を所管する課長（以下「所管課長」という。）をして指定公金事務取扱者の公金事務の執行状況を検査させ、その結果の報告を求めることができる。

- 3 市長は、法第243条の2の2第3項の規定に基づき、公金事務を適切かつ確実に遂行するために必要と認めるときは、その必要限度で、職員をして指定公金事務取扱者の事務所に立ち入らせ、指定公金事務取扱者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 4 前項の規定により立入検査を行う職員は、亀岡市職員服務規則（昭和30年亀岡市規則第5号）第6条第1項に規定する職員証を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

- 5 第3項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（指定公金事務取扱者に対する検査の事前通知）

第7条 会計管理者は、前条第1項の規定により検査をしようとするときは、あらかじめ、当該指定公金事務取扱者に対し、所管課長を経て、検査の内容を通知しなければならない。

- 2 市長は、前条第3項に定める実地検査をしようとするときは、あらかじめ、当該指定公金事務取扱者に対し、検査日時、検査場所及び検査する物件の内容を通知しなければならない。

（指定公金事務取扱者に対する検査結果の通知）

第8条 会計管理者は、第6条第1項の規定により検査をしたときは、当該指定公金事務取

扱者に対し、所管課長を経て、検査の結果を通知しなければならない。

2 市長は、第6条第3項の規定により検査をしたときは、当該指定公金事務取扱者に対し、検査の結果を通知しなければならない。

(必要な措置の報告)

第9条 会計管理者は、法第243条の2第9項の規定により指定公金事務取扱者に対して必要な措置を講ずべきことを求めようとするときは、前条に規定する通知に当該講ずべき措置の内容を記載しなければならない。

2 会計管理者は、前項の規定により必要な措置を講ずべきことを求めたときは、指定公金事務取扱者に対し、その結果を報告させることができる。

3 会計管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、所管課長にその内容を通知しなければならない。

(指定の取消し)

第10条 市長は、法第243条の2の3第1項の規定による指定公金事務取扱者の指定の取消しをしようとするときは、同項各号のいずれかに該当すること及びその理由について、あらかじめ会計管理者と協議しなければならない。

2 市長は、法第243条の2の3第1項の規定による指定公金事務取扱者の指定の取消しをしたときは、省令第12条の2の18第2項において準用する同条第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者指定取消通知書(別記第9号様式)により当該指定公金事務取扱者に通知しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、指定公金事務取扱者の指定等に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第71号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、南丹都市計画下水道事業(亀岡市公共下水道)の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年4月9日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 施行者の名称
亀岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
南丹都市計画下水道事業
亀岡市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和49年12月24日から
令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
昭和49年京都府告示第758号、昭和55年京都府告示第239号、昭和56年京都府告示第637号、昭和58年京都府告示第439号、昭和61年京都府告示第420号、昭和62年京都府告示第291

号、平成元年京都府告示第416号、平成5年京都府告示第52号、平成8年京都府告示第726号、平成13年京都府告示第203号、平成17年京都府告示第581号、平成24年亀岡市告示第24号、平成27年亀岡市告示第172号、平成30年亀岡市告示第240号、令和3年亀岡市告示第54号、令和5年亀岡市告示第23号の事業地に亀岡市保津町貳番、神子新田、下大年、早梅、小寺、上火無、三ノ坪、武者田、八ノ坪、五番、風呂ノ本、西馬場、溝行、訳目、宮ノ上、笠ノ森、西垣内、宮ノ前、構ノ内、上大年、六条口、祢田、小林、社ノ下、社ノ下新田、仏生寺、観音寺、上ラ条、荒金、子守、保津山、セイシカ、北火無新田、北火無、山田、山ノ坊、今石、谷口、角ノ北裏、四ノ坪、山王山、山ノ口、山王俣、篠町篠上長尾を追加し、篠町篠洗川、篠下長尾、篠芦原、篠牧田、篠松ケ池、篠向谷、篠鍋倉、篠合戦野、夕日ヶ丘三丁目、夕日ヶ丘四丁目、王子西長尾、宇津根町土井ノ内、河原町、古世町向嶋、西内坪、東内坪、三宅町野々神、追分町八ノ坪、下島、馬場通、藪ノ下、大堀、谷筋、北古世町二丁目、余部町清水において事業地を変更する。

「揭示済」

亀岡市告示第72号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「東堅町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 大橋 修一

2 変更年月日

令和7年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第73号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「出雲区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 杉崎 正弘

2 変更年月日

令和7年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第74号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「山階区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 田中 勤

2 変更年月日

令和7年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「大井町かすみヶ丘区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 上川 安彦

2 変更年月日

令和7年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第76号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第四区」

1 変更があった事項及び内容

(1) 代表者の変更

住所 省略

氏名 大西 登

(2) 区域の変更

本区の区域は、亀岡市保津町宮ノ上、西馬場、笠ノ森、構ノ内、西垣内、宮ノ前地内の区域とする。

2 変更年月日

(1) 代表者の変更

令和7年4月1日

(2) 区域の変更

令和7年4月16日

(規約変更認可の日)

3 変更理由

(1) 代表者の変更

任期満了に伴う代表者の変更

(2) 区域の変更

現状と規約の区域が異なるため、現状の区域にあわせた区域表示への変更

「揭示済」

亀岡市告示第77号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「横町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 谷 昌彦

2 変更年月日

令和7年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第78号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「千代川町今津区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 浅井 宏郁

2 変更年月日

令和7年4月6日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町勝林島下島区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の変更
住所 省略
氏名 松岡 良幸
- 2 変更年月日
令和7年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「神前区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の変更
住所 省略
氏名 森 修一
- 2 変更年月日
令和7年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第81号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「呉服町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の変更
住所 省略
氏名 宮本 俊明
- 2 変更年月日
令和7年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第6区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 岸谷 昌佳

2 変更年月日

令和7年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「宮前町猪倉区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 大石 政美

2 変更年月日

令和7年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第84号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町綾町区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 遠山 秀史

2 変更年月日

令和7年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第85号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「三宅町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 沼田 行博

2 変更年月日

令和7年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「掲示済」

亀岡市告示第86号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「吉川町穴川区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 藤村 稔治

2 変更年月日

令和7年4月6日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「掲示済」

亀岡市告示第87号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「旭町印地区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 岩田 敏夫

2 変更年月日

令和7年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「掲示済」

亀岡市告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「東本梅町大内区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の変更
住所 省略
氏名 野田 典和
- 2 変更年月日
令和7年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「菫田野町太田区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の変更
住所 省略
氏名 松井 祥一
- 2 変更年月日
令和7年4月6日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「北古世町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容
 - (1) 代表者の変更
住所 省略
氏名 澤田 聖志
 - (2) 主たる事務所所在地の変更
省略
- 2 変更年月日
令和7年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者及び事務所所在地の変更

「揭示済」

亀岡市告示第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「学ヶ丘区」

1 変更があった事項及び内容

(1) 代表者の変更

住所 省略

氏名 稲継 真治

(2) 主たる事務所所在地の変更

省略

2 変更年月日

令和7年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者及び事務所所在地の変更

「揭示済」

亀岡市告示第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「菫田野町下佐伯区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 栗林 三善

2 変更年月日

令和7年4月13日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第93号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「西別院町下條区」

1 変更があった事項及び内容

主たる事務所の所在地表記の変更

亀岡市西別院町犬甘野寺尾34番1

2 変更年月日

令和7年4月16日

3 変更理由

錯誤表記の訂正

「揭示済」

亀岡市告示第94号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「宮川区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 柴田 恒男

2 変更年月日

令和7年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第95号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「千代川町北ノ庄区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 俣野 一博

2 変更年月日

令和7年4月12日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第96号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「城山台区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 宮原 勝也

2 変更年月日

令和7年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第97号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「西別院町下ノ谷区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 鈴木 靖

2 変更年月日

令和7年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第98号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「篠町森区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 田中 博樹

2 変更年月日

令和7年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第99号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「畑野町広野2区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 福田 一義

2 変更年月日

令和7年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第100号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和7年4月22日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 令和6年度 国民健康保険料
第9期

2 送達を受けるべき者

	住所	氏名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略
15	省略	省略
16	省略	省略
17	省略	省略
18	省略	省略

19	省略	省略
20	省略	省略
21	省略	省略
22	省略	省略
23	省略	省略
24	省略	省略
25	省略	省略
26	省略	省略
27	省略	省略
28	省略	省略
29	省略	省略
30	省略	省略
31	省略	省略
32	省略	省略
33	省略	省略
34	省略	省略
35	省略	省略
36	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

訓令

亀岡市訓令第6号

庁中一般

亀岡市物品購入等調整委員会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市物品購入等調整委員会設置要綱の一部を改正する訓令

亀岡市物品購入等調整委員会設置要綱（平成17年亀岡市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「80万円」を「150万円」に改める。

第3条中「主管課調達において随意契約を行った1件80万円以上の物品購入等の結果及び」を削る。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

亀岡市訓令第7号

庁中一般

亀岡市公用車使用規程の一部を改正する訓令

を次のように定める。

令和7年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市公用車使用規程の一部を改正する訓令

亀岡市公用車使用規程（平成8年亀岡市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「自動車及び原動機付自転車（消防用自動車を除く。以下「公用車」という。）」を「公用車」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。
（定義）

第2条 この訓令において「公用車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）に規定する自動車及び原動機付自転車（消防用自動車を除く。）をいい、次のように区分する。

- (1) 共用車 専用車を除く全ての公用車をいう。
- (2) 専用車 専ら特定の者の利用又は特定の業務の用に供する公用車で、財産管理課長が指定するものをいう。
（車両管理者）

第3条 各課に公用車の使用管理（第18条第2項の規定により管理する場合を含む。）をする責任者（以下「車両管理者」という。）を置き、次の各号に掲げる公用車の区分に応じ、当該各号に掲げる者をもってこれに充てる。

- (1) 共用車 使用する所属の長
- (2) 専用車 配属された所属の長

第5条第1項中「道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）」

を「車両法」に改める。

第7条第1項中「部等又は課等に配属されている」を削る。

第9条第1項ただし書中「安全運転管理者の業務を補助する者」を「車両管理者」に改める。

第13条中「記載した」を「記録した」に、「財産管理課長」を「安全運転管理者」に改める。

第15条中「財産管理課長」を「安全運転管理者」に改める。

第17条第1項中「公用車」の次に「の」を加え、「部等の総務担当課において発行する給油券」を「財産管理課が保管する給油券又は給油カード」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、専用車にあつては、所管の課等において保管する給油券又は給油カードによるものとする。

第17条第3項中「部等の総務担当課及び」を削り、「公用車燃料給油料報告書を提出」を「公用車使用状況報告書の提出をもって給油実績を報告」に改める。

第18条第1項中「車両管理者」を「安全運転管理者及び車両管理者」に改め、「他部等との間において」を削り、同条第2項中「他部等の公用車」を「専用車」に、「運行」を「使用」に、「公用車」を「専用車」に改める。

第19条を次のように改める。

(使用申請)

第19条 共用車を使用しようとする者は、公用車使用申請を使用当日に財産管理課長に提出し、あらかじめ承諾を得なければならない。

2 専用車を使用しようとする者は、使用当日に運行日誌により、あらかじめ車両責任者、所属長及び車両管理者の承認を得なければならない。

3 前2項の規定は、公用車を使用しようとする日が亀岡市の休日を定める条例（平成3年

亀岡市条例第17号) 第1条第1項に規定する休日に当たる場合等やむを得ない場合は、使用の前日までにその手続をとることができる。

第23条第1項中「、財産管理課長」を削り、同条第3項中「財産管理課長」を「安全運転管理者」に改める。

第26条第2項中「財産管理課長」を「安全運転管理者」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

亀岡市訓令第8号

庁中一般

旅費請求及び受領手続の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

旅費請求及び受領手続の一部を改正する訓令

旅費請求及び受領手続（昭和31年亀岡市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項を削り、同条第2項を同条第1項とし、同条第3項中「第1項の旅費仕訳書は、2通作成し、一部を代人が保管し、」を削り、同項を同条第2項とする。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

公 告

亀岡市公告第33号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により次のとおり公告する。

令和7年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 名称、位置及び面積

名 称	位 置	面 積
夕日ヶ丘四丁目公園	亀岡市篠町夕日ヶ丘4丁目地内	0.89 ha
明晴北公園	亀岡市千代川町明晴2丁目地内	0.06 ha
明晴南公園	亀岡市千代川町明晴5丁目地内	0.08 ha

2 区 域

亀岡市まちづくり推進部都市整備課において一般の縦覧に供する。

3 供用開始の期日

令和7年4月1日

「揭示済」

亀岡市公告第34号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和7年4月3日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
亀岡市余部町天神又36の1、39の1
(関連区域)
亀岡市余部町天神又36の4、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
京都市西京区大枝東長町1の42 ヴェルデ洛西101号
株式会社S&L

「揭示済」

亀岡市公告第35号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制促進工事（発注者指定方式）」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和7年4月9日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 水配替第4号
- (2) 工事名 京都縦貫道料金所設置工事に伴う配水管移設工事（その2）
- (3) 工事場所 亀岡市千代川町地内
- (4) 工事種別 水道施設工事
- (5) 工事概要 配水管移設工事
HPPE φ150 L=153.5m
仮設工 一式
- (6) 予定価格（税込） 12,430,000円
【入札書比較価格（税抜）11,300,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から190日間
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有（原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。）
- (10) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により

工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）

- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和7年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「B等級」に認定された者のうち、希望順位3位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 「特記仕様書 3. 配水管技能者の資格」に記載されている資格を有している者を現場代理人、主任技術者又は監理技術者のいずれかに配置すること。
- (5) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
 （※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した水道施設工事（B等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害対象案件、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事（B等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (6) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
 （※受注金額は、亀岡市が実施する令和7年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害対象案件、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したものの契約変更の増減額は対象外とする。）

- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (8) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとする（請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合）。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和7年4月9日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和7年4月9日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和7年4月16日（水） 午前9時から午後5時まで 令和7年4月17日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和7年4月18日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和7年4月15日（火）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和7年4月18日（金）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和7年4月22日（火） 午後5時まで	共通事項5のとおり

入札期間	令和7年4月24日（木） 午前9時から午後5時まで 令和7年4月25日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和7年4月28日（月） 午前10時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日制促進工事（発注者指定方式）」の詳細については、亀岡市週休2日制促進工事实施要領等（亀岡市ホームページ掲載）によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先） 亀岡市 総務部 契約検査課（電話0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第36号

地域商社の設立に係る伴走支援業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和7年4月28日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

地域商社の設立に係る伴走支援業務

(2) 業務内容

地域商社の設立に係る伴走支援に係る一連の業務を行う。

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 業務場所

京都府亀岡市域

(5) 提案限度額

4,030千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 その他

詳細は、地域商社の設立に係る伴走支援業務公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

亀岡市公告第37号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制工事」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和7年4月30日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 道修第1号
- (2) 工事名 市道篠バス停線道路維持修繕工事
- (3) 工事場所 亀岡市篠町篠地内
- (4) 工事種別 舗装工事
- (5) 工事概要 工事延長 L=106.4m、幅員 W=4.25~5.40m
 舗装工 舗装打換え工 舗装版切断 L=4.5m
 舗装版破砕 A=504.3m²
 殻運搬 V=25.2m³
 不陸整正 A=504.3m²
 表層 A=504.3m²
 区画線工 1式
 仮設工 1式
- (6) 予定価格（税込） 3,957,800円
【入札書比較価格（税抜）3,598,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から90日間
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 無
- (10) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 免除
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和7年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「舗装工事」に登録された者のうち、希望順位2位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
- （※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した舗装工事の競争入札に

より落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件、単価契約案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の舗装工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

※ 本案件では、「配置予定技術者調書」「資格・免許等を証する書面等の写し」の提出は求めない。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和7年4月30日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和7年4月30日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和7年5月12日（月） 午前9時から午後5時まで 令和7年5月13日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和7年5月14日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和7年5月9日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和7年5月14日（水）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和7年5月15日（木）午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和7年5月19日（月） 午前9時から午後5時まで 令和7年5月20日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和7年5月21日（水） 午前10時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書により、基本事項について確認を行い、入札参加資格の有無を審査したものであり、詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日制工事」の詳細については、特記仕様書等によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先) 亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

任免及び辞令

瀬戸 宣 治

亀岡市国民健康保険事業の運営に関する協議会
委員に委嘱します

任期は令和8年1月31日までとします

鳥山 恒 夫

亀岡市政の円滑な運営に資するためシティブロ
モーションに係る市政アドバイザーとして参与
に委嘱します

任期は令和8年3月31日までとします

福原 敏 幸

時田 和 彦

森田 龍 矢

佐野 学

松本 博 多

市原 裕 之

亀岡市防災会議委員の委嘱を解きます

森川 大 輔

田中 雅 樹

小松 靖 彦

吉田 輝 美

明田 賢 一

亀岡市防災会議委員に委嘱します

岩本 浩

亀岡市防災会議委員に委嘱します

任期は令和7年5月24日までとします

森川 大 輔

田中 雅 樹

亀岡市国民保護協議会委員に委嘱します

任期は令和8年9月30日までとします

小松 靖 彦

亀岡市国民保護協議会委員に委嘱します

任期は令和8年3月31日までとします

(各 通)

明田 賢 一

小川 裕 樹

亀岡市国民保護協議会委員に委嘱します

任期は令和8年9月30日までとします

水主 純 史

亀岡市国民保護協議会幹事に委嘱します

任期は令和8年3月31日までとします

角田 憲 行

亀岡市国民保護協議会幹事に委嘱します

任期は令和9年3月31日までとします

山崎 浩 久

亀岡市国民保護協議会幹事に委嘱します

任期は令和8年3月31日までとします

(各 通)

小松 靖 彦

森川 大 輔

亀岡市都市計画審議会委員に委嘱します

任期は令和8年9月4日までとします

小坂 喜太郎

亀岡市立川東保育所嘱託医に委嘱します

佐藤 明 美

亀岡市立中部保育所及び亀岡市立本梅こども園

嘱託医に委嘱します

松井 史 裕

亀岡市立東部保育所嘱託医に委嘱します

上原 久 和

亀岡市立第六保育所嘱託医に委嘱します

吉岡 賢 一

亀岡市立森の自然こども園東本梅嘱託医に委嘱

します

東原 博 司

亀岡市立山の自然こども園別院嘱託医に委嘱し

ます

白川 和 夫

亀岡市立保津こども園嘱託医に委嘱します

藤原 史 博

亀岡市立亀岡こども園嘱託医に委嘱します

坂井 知 明

亀岡市立川東保育所嘱託歯科医に委嘱します

荻野 茂
亀岡市立中部保育所及び亀岡市立山の自然こども園別院嘱託歯科医に委嘱します

植村 正敏
亀岡市立東部保育所嘱託歯科医に委嘱します

浦田 眞幸
亀岡市立第六保育所嘱託歯科医に委嘱します

脇 新五
亀岡市立本梅こども園嘱託歯科医に委嘱します

上原 久晴
亀岡市立森の自然こども園東本梅嘱託歯科医に委嘱します

石川 清之
亀岡市立保津こども園嘱託歯科医に委嘱します

小野 恒太郎
亀岡市立亀岡こども園嘱託歯科医に委嘱します

高本 亜由美
亀岡市立亀岡こども園嘱託薬剤師に委嘱します

徳川 輝尚
亀岡市障害者介護給付費等支給認定審査会委員に委嘱します

任期は令和9年3月31日までとします

(各 通) 中西 淳子
瀬尾 博
森戸 俊典
西 裕美
酒井 忠繁
永井 秀之
鎌田 莊平
安東 慶治
寺田 直人
山内 節子
日野原 恵子
芥藤 保子
鎌田 雄一郎

亀岡市障害者介護給付費等支給認定審査会委員に委嘱します

石田 賀奈子
亀岡市のこども家庭センター支援体制強化にかかる施策を推進するため亀岡市児童福祉アドバイザーとして参与に委嘱します

任期は令和8年3月31日までとします

高木 超
SDGs未来都市としての亀岡市の施策を推進するため亀岡市SDGsアドバイザーとして参与に委嘱します

任期は令和8年3月31日までとします

(各 通) 林 俊宏
小野 昌二

亀岡市政の円滑な推進に資するため国際交流及び文化芸術施策の推進に係る市政アドバイザーとして参与に委嘱します

任期は令和8年3月31日までとします

矢野 裕巳
亀岡市政の円滑な推進に資するため国際交流に係る市政アドバイザーとして参与に委嘱します

任期は令和8年3月31日までとします

(各 通) 大西 健二郎
石嶋 淳一

亀岡市地域公共交通会議委員に委嘱します

任期は令和7年7月20日までとします

(各 通) 日高 政美
中西 正樹

亀岡市地域公共交通会議委員の委嘱を解きます

福原 敏幸
亀岡市都市計画審議会委員の委嘱を解きます

(各 通) 植木 孝宜
東原 博司

佐藤 俊之
河野 秀彦

(各 通) 調 拓治
落合 宏司

瀬尾 博
十倉 佳史

吉岡 賢一

(各 通)

温 井 雅 紀
 三 山 将 成
 米 原 亨
 福 島 達 夫
 佐 藤 奈 緒
 飯 野 讓
 永 田 篤 司
 脇 新 五
 石 野 陽 一
 岩 田 雅 司
 山 口 知 絵 子
 松 田 純 子
 吉 田 咲 稚 子
 中 西 淳 子
 日 野 原 恵 子
 塚 本 佐 代 子
 大 矢 み ゆ き
 橋 本 京 子
 加 茂 大 輔
 小 早 川 広 恵
 清 水 真 弥
 浅 野 有 紀
 鈴 木 恵 子
 井 本 太
 山 内 大 樹
 竹 本 知 子
 細 川 景 子

亀岡市介護認定審査会委員に委嘱します
 任期は令和9年3月31日までとします

栗 山 卓 弥

亀岡市福祉事務所嘱託医に委嘱します
 任期は令和8年3月31日までとします

(各 通)

藤 原 夏 江
 木 崎 博 彦

亀岡市身体障害者相談員に委嘱します
 任期は令和8年3月31日までとします

村 田 淑 子
 (各 通) 浦 川 源 二 郎
 中 出 威 一 郎

亀岡市行政不服審査会委員に委嘱します
 任期は令和10年3月31日までとします

関 本 孝 一

亀岡市監査委員に選任します

令和7年4月1日

松 岡 保 彦

亀岡市固定資産評価審査委員会委員に選任しま
 す

令和7年4月4日

上 田 政 行

亀岡市都市計画審議会委員の委嘱を解きます

上 田 政 行

亀岡市景観審議会委員の委嘱を解きます

上 田 政 行

亀岡市防災会議委員の委嘱を解きます

竹 岡 敏

亀岡市防災会議委員に委嘱します

上 田 政 行

亀岡市国民保護協議会委員の委嘱を解きます

竹 岡 敏

亀岡市国民保護協議会委員に委嘱します

任期は令和8年9月30日までとします

令和7年4月25日

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第12項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年4月28日

亀岡市監査委員 関本孝一
亀岡市監査委員 浅田晴彦

1 監査の種類

令和7年度随時監査

2 監査の対象

令和6年度末現在における棚卸状況について

- (1) 上下水道部の貯蔵品（緊急修繕用材料及びメーター）
- (2) 市立病院の貯蔵品（医薬品及び診療材料）

3 監査の着眼点

実地棚卸の時期・方法は適切か、保管の方法・場所は適切か、不足・亡失き損・使用不能等の原因の究明及び処置は適切か、在庫現在高は帳簿残高と一致しているかなど、貯蔵品等について適切な在庫管理が行われているか。

4 監査の主な実施内容

監査対象について、書類調査、状況聴取及び在庫保管場所の確認を行った。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 上下水道部

監査の実施場所：上下水道部庁舎

監査実施日：令和7年4月11日

(2) 市立病院

監査の実施場所：市立病院

監査実施日：令和7年4月11日

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は見当たらず、適正であると認められた。

「揭示済」

教育委員会欄

教育長訓令

亀岡市教育委員会教育長訓令第3号

庁中一般

小学校、中学校及び義務教育学校の校長に対する事務委任規程及び亀岡市共同学校事務室運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月1日

亀岡市教育委員会
教育長 神先宏彰

小学校、中学校及び義務教育学校の校長に対する事務委任規程及び亀岡市共同学校事務室運営規程の一部を改正する訓令

(小学校、中学校及び義務教育学校の校長に対する事務委任規程の一部改正)

第1条 小学校、中学校及び義務教育学校の校長に対する事務委任規程(昭和57年亀岡市教育委員会教育長訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第1条ア中「及び第12条」を削る。

(亀岡市共同学校事務室運営規程の一部改正)

第2条 亀岡市共同学校事務室運営規程(令和3年亀岡市教育委員会教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第5条」を「第6条」に改める。

第4条第2号中「及び第12条」を削る。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

任免及び辞令

西垣逸郎
 亀岡市立亀岡小学校学校医に委嘱します

小坂喜太郎
 亀岡市立安詳小学校学校医に委嘱します

平田正弘
 亀岡市立東別院小学校学校医に委嘱します

栗山卓弥
 亀岡市立西別院小学校学校医に委嘱します

樋垣諒
 亀岡市立曾我部小学校学校医に委嘱します

佐藤俊之
 亀岡市立吉川小学校学校医に委嘱します

佐藤明美
 亀岡市立蕨田野小学校学校医に委嘱します

東原博司
 亀岡市立大井小学校学校医に委嘱します

森戸俊典
 亀岡市立千代川小学校学校医に委嘱します

白川和夫
 亀岡市立保津小学校学校医に委嘱します

松井史裕
 亀岡市立つつじヶ丘小学校学校医に委嘱します

上原久和
 亀岡市立城西小学校学校医に委嘱します

植木孝宜
 亀岡市立詳徳小学校学校医に委嘱します

飯野茂
 亀岡市立南つつじヶ丘小学校学校医に委嘱します

飯野讓
 亀岡市立亀岡中学校学校医に委嘱します

吉岡克己
 亀岡市立南桑中学校学校医に委嘱します

十倉佳史
 亀岡市立東輝中学校学校医に委嘱します

文字直
 亀岡市立大成中学校学校医に委嘱します

福居顯介
 亀岡市立詳徳中学校学校医に委嘱します

中川裕隆
 亀岡市立亀岡川東学園学校医に委嘱します

吉岡賢一
 亀岡市立育親学園学校医に委嘱します

嶋村浩一
 亀岡市立亀岡小学校学校歯科医に委嘱します

並河治之
 亀岡市立安詳小学校学校歯科医に委嘱します

前川眞司
 亀岡市立東別院小学校学校歯科医に委嘱します

脇新五
 亀岡市立西別院小学校学校歯科医に委嘱します

内藤春生
 亀岡市立曾我部小学校学校歯科医に委嘱します

浦田美穂
 亀岡市立吉川小学校学校歯科医に委嘱します

内藤大介
 亀岡市立蕨田野小学校学校歯科医に委嘱します

遠坂豊
 亀岡市立大井小学校学校歯科医に委嘱します

浦田眞幸
 亀岡市立千代川小学校学校歯科医に委嘱します

石川清之
 亀岡市立保津小学校学校歯科医に委嘱します

河野弘之
 亀岡市立つつじヶ丘小学校学校歯科医に委嘱します

中川幹也
 亀岡市立城西小学校学校歯科医に委嘱します

西田幸弘
 亀岡市立詳徳小学校学校歯科医に委嘱します

前田文義
 亀岡市立南つつじヶ丘小学校学校歯科医に委嘱します

安井明平
 亀岡市立亀岡中学校学校歯科医に委嘱します

永田篤司
 亀岡市立南桑中学校学校歯科医に委嘱します

上原久晴
 亀岡市立東輝中学校学校歯科医に委嘱します

吉田龍兒
 亀岡市立大成中学校学校歯科医に委嘱します

荻野茂
 亀岡市立詳徳中学校学校歯科医に委嘱します

植村正敏
 亀岡市立亀岡川東学園学校歯科医に委嘱します

河本隆大
 亀岡市立育親学園学校歯科医に委嘱します

片山徹
 亀岡市立亀岡小学校学校薬剤師に委嘱します

西川学
 亀岡市立安詳小学校学校薬剤師に委嘱します

片山徹
 亀岡市立東別院小学校学校薬剤師に委嘱します

齋藤均
 亀岡市立西別院小学校学校薬剤師に委嘱します

山口徳人
 亀岡市立曾我部小学校学校薬剤師に委嘱します

望月英孝
 亀岡市立吉川小学校学校薬剤師に委嘱します

上田耕士
 亀岡市立蕨田野小学校学校薬剤師に委嘱します

紀田奏子
 亀岡市立大井小学校学校薬剤師に委嘱します

國代一祥
 亀岡市立千代川小学校学校薬剤師に委嘱します

中川喜よ美
 亀岡市立保津小学校学校薬剤師に委嘱します

山口知絵子
 亀岡市立つつじヶ丘小学校学校薬剤師に委嘱します

石野陽一
 亀岡市立城西小学校学校薬剤師に委嘱します

平野朋和
 亀岡市立詳徳小学校学校薬剤師に委嘱します

高村千咲
 亀岡市立南つつじヶ丘小学校学校薬剤師に委嘱します

神田孝泰
 亀岡市立亀岡中学校学校薬剤師に委嘱します

水落明子
 亀岡市立南桑中学校学校薬剤師に委嘱します

中西暢之
 亀岡市立東輝中学校学校薬剤師に委嘱します

岩田雅司
 亀岡市立大成中学校学校薬剤師に委嘱します

廣瀬裕之
 亀岡市立詳徳中学校学校薬剤師に委嘱します

寺田希久子
 亀岡市立亀岡川東学園学校薬剤師に委嘱します

川勝達也
 亀岡市立育親学園学校薬剤師に委嘱します

令和7年4月1日

公平委員会欄

規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

亀岡市公平委員会委員長 深澤則夫

亀岡市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年亀岡市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

選挙管理委員会事務局	局長
------------	----

」

を

「

選挙管理委員会事務局	局長、次長（委員長が定めるものに限る。）
------------	----------------------

」

に改める。

別表第2中

「

認定こども園	園長
--------	----

」

を

「

認定こども園	園長、担当副課長
--------	----------

」

に、

「

図書館	館長、副館長（委員長が定めるものに限る。）
幼稚園	園長、担当副課長

」

を

「

図書館	館長、副館長（委員長が定めるものに限る。）
-----	-----------------------

」

に、

「

みらい教育リサーチセンター	所長、副所長（委員長が定めるものに限る。）
---------------	-----------------------

」

を

「

みらい教育リサーチセンター	所長、副所長（委員長が定めるものに限る。）
環境プロモーションセンター	館長

」

に改め、同表備考中第8項を削り、第9項を第8項とし、第10項から第14項までを1項ずつ繰り上げ、同表備考に次の1項を加える。

14 この表中「環境プロモーションセンター」とは、亀岡市環境プロモーションセンター設置条例（令和6年亀岡市条例第14号）に規定する機関をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

農業委員会欄

公告

亀岡市農業委員会公告第3号

令和7年4月定例総会を下記のとおり公告する。

令和7年4月2日

亀岡市農業委員会
会長 神崎 弥

記

- 1 日 時
令和7年4月7日（月）
午後1時30分から
- 2 場 所
亀岡市役所 302・303会議室
- 3 議 題
 - ・第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明交付について
 - ・第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
 - ・第4号議案 非農地証明交付について
 - ・報告第1号 農地法第5条の規定による届出の受理について

「揭示済」

亀岡市農業委員会公告第4号

令和7年5月定例総会を下記のとおり公告する。

令和7年4月30日

亀岡市農業委員会
会長 神崎 弥

記

- 1 日 時
令和7年5月7日（水）
午後1時30分から
- 2 場 所
亀岡市役所 302・303会議室
- 3 議 題
 - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
 - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第3号議案 非農地証明交付について
 - ・報告第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について
 - ・報告第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について
 - ・報告第3号 農地法第3条の規定による許可の取消し願の受理について

「揭示済」

上下水道部欄

規程

亀岡市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第2号

亀岡市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程

亀岡市上下水道事業会計規程（平成26年亀岡市上下水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「第5項」を「前項」に改める。

第28条の次に次の1条を加える。

（指定納付受託者による収納）

第28条の2 管理者は、納入義務者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）に納付を委託したときは、指定納付受託者による納付の方法により収納することができる。

2 前項の規定により収納するときは、当該指定納付受託者に納入通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものを

いう。）を送信することにより、納入義務者に納入の通知をしたものとみなす。

第29条第1項中「地方自治法（昭和22年法律第67号）」を「地方自治法」に改め、同条第2項中「方法」の次に「又は第28条の2第1項」を加える。

別表第1費用勘定の表中

「
配水管の修理等による道路法（昭和27年法律第180号）に定められた道路の修復費
」

を
「
配水管の修理等による道路法に定められた道路の修復費
」

に、
「
給水装置の新設又は修繕等による道路法（昭和27年法律第180号）に定められた道路の修復費
」

を
「
給水装置の新設又は修繕等による道路法に定められた道路の修復費
」

に改め、同号資産勘定の表中「河川法（昭和39年法律167号）」を「河川法（昭和39年法律第167号）」に、「特許法（昭和34年法律121号）」を「特許法（昭和34年法律第121号）」に改め、同表第2号費用勘定の表中「道路法（昭和27年法律第180号）」を「道路法」に改め、同号資産勘定の表中「河川法（昭和39年法律167号）」を「河川法」に、「民法（明治29年法律第89号）」を「民法」に、「特許法（昭和34年法

律121号)」を「特許法」に、「金融商品取引法（昭和23年法律第25号）」を「金融商品取引法」に改め、同号負債勘定の表中「地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）」を「地方債に関する省令」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告示

亀岡市上下水道部告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり収納事務の一部を委託することとしたので、同条第2項に定めるところにより告示する。

令和7年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

名称	主たる事務所の所在地
Pay Pay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号

2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

水道料金、下水道使用料及び水道メーター使用料

3 指定納付受託者として指定をした日

令和7年3月24日

4 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第7号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において読み替えて準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり収納事務の一部を委託することとしたので、同条第2項に定めるところにより告示する。

令和7年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

名称	主たる事務所の所在地
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号 日本橋日銀通りビル5階
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南1丁目8番27号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦3丁目1番21号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665-1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5-1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎1丁目11番2号

2 指定公金事務取扱者に納付させる歳入の種類

水道料金、下水道使用料及び水道メーター使用料

3 指定公金事務取扱者として指定をした日

令和7年3月24日

4 指定公金事務取扱者として委託をした日

令和7年4月1日

5 指定公金事務取扱者に歳入を納付させる期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第8号

亀岡市指定給水装置工事事業者
廃止の告示

令和7年4月23日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止届出日

令和7年4月16日

2 廃止事業者

指定番号	事業者名	代表者名	住 所
265	久門設備株式会社	久門 文夫	守口市菊水通1丁目9番9号

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第9号

亀岡市下水道排水設備指定工事業
業者廃止の告示

令和7年4月23日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定工事業業者指定辞退届が提

出されたので、亀岡市下水道排水設備指定工事業業者規程第15条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止処理日

令和7年4月23日

2 廃止業者

指定番号	業 者 名	代表者名	住 所
106	久門設備株式会社	久門 文夫	守口市菊水通1丁目9番9号

「揭示済」

公 告

亀岡市上下水道部公告第2号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による南丹都市計画下水道事業の事業計画変更認可の告示（令和5年亀岡市告示第23号）があったので、同法第66条の規定により事業の施行について、次のとおり公告する。

なお、同法第67条の規定により、公告の日の翌日から起算して10日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、当該土地建物等、その予定対価の額及び当該建物等を譲り渡そうとする相手方その他都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第55条で定める事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和7年4月23日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 施行者の名称
亀岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類
南丹都市計画下水道事業
 - (2) 名称
亀岡市公共下水道
- 3 事務所の所在地
亀岡市安町釜ヶ前20番地
亀岡市上下水道部下水道課
- 4 事業施行期間
昭和49年12月24日から
令和13年3月31日まで

5 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分

昭和49年京都府告示第758号、昭和55年京都府告示第239号、昭和56年京都府告示第637号、昭和58年京都府告示第439号、昭和61年京都府告示第420号、昭和62年京都府告示第291号、平成元年京都府告示第416号、平成5年京都府告示第52号、平成8年京都府告示第726号、平成13年京都府告示第203号、平成17年京都府告示第581号、平成24年亀岡市告示第24号、平成27年亀岡市告示第172号、平成30年亀岡市告示第240号、令和3年亀岡市告示第54号、令和5年亀岡市告示第23号の事業地に亀岡市保津町式番、神子新田、下大年、早梅、小寺、上火無、三ノ坪、武者田、八ノ坪、五番、風呂ノ本、西馬場、溝行、訳目、宮ノ上、笠ノ森、西垣内、宮ノ前、構ノ内、上大年、六条口、祢田、小林、社ノ下、社ノ下新田、仏生寺、観音寺、上ラ条、荒金、子守、保津山、セイシカ、北火無新田、北火無、山田、山ノ坊、今石、谷口、角ノ北裏、四ノ坪、山王山、山ノ口、山王俣、篠町篠上長尾を追加し、篠町篠洗川、篠下長尾、篠芦原、篠牧田、篠松ヶ池、篠向谷、篠鍋倉、篠合戦野、夕日ヶ丘三丁目、夕日ヶ丘四丁目、王子西長尾、宇津根町土井ノ内、河原町、古世町向嶋、西内坪、東内坪、三宅町野々神、追分町八ノ坪、下島、馬場通、藪ノ下、大堀、谷筋、北古世町二丁目、余部町清水において事業地を変更する。

「揭示済」

亀岡市上下水道部公告第3号

亀岡市から南丹都市計画下水道事業の変更認可に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、関係図書を縦覧に供する。

令和7年4月23日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 施行者の名称
亀岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
南丹都市計画下水道事業
亀岡市公共下水道
- 3 縦覧場所
亀岡市安町釜ヶ前20番地
亀岡市上下水道部下水道課

「揭示済」

市立病院欄

規程

亀岡市病院事業契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年4月1日

亀岡市病院事業管理者 田中宏樹

亀岡市病院事業管理規程第4号

亀岡市病院事業契約規程の一部を改正する規程

亀岡市病院事業契約規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第30号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項各号を次のように改める。

- (1) 工事又は製造の請負
2,000,000円
- (2) 財産の買入れ 1,500,000円
- (3) 物件の借入れ 800,000円
- (4) 財産の売払い 500,000円
- (5) 物件の貸付け 300,000円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの
1,000,000円

第23条に次の1項を加える。

- 2 契約者は、前項第1号の規定による保険証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法又はその他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保険証券の相手方たる保険会社が定め、契約権者が認めた措置を講ずることができるものとする。この場合において、契約者は、当該保険証券を提出した

ものとみなす。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告 示

亀岡市立病院告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づく、亀岡市病院事業会計規程（平成26年亀岡市病院事業管理規程第2号）第28条の規定による指定納付受託者を次のとおり指定したので告示する。

令和7年4月1日

亀岡市病院事業管理者 田中宏樹

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地
 - (1) 京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地
京都クレジットサービス株式会社
代表取締役 床本敬三
 - (2) 京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地
京銀カードサービス株式会社
代表取締役 床本敬三
- 2 指定納付受託者による納付を認める歳入の範囲
亀岡市立病院における診療に係る使用料及び手数料
- 3 指定期間
令和7年4月1日から
令和8年3月31日まで

「揭示済」